

平成 2 年 3 月 30 日

昭和56～59年の銀行局行政(3)

農林漁業金融公庫副総裁

元 銀 行 局 長

宮 本 保 孝 氏

目 次

Ⅲ 銀行局長 3 年目

1	3 年目の課題	3
2	金融市場の開放問題	3
(1)	米国の市場開放要求	3
(2)	中曽根総理からの要請	5
(3)	レーガン訪日と日米共同新聞発表	7
3	金融制度調査会の海外出張	8
(1)	調査会審議の再開	8
(2)	海外調査団の結成	9
(3)	米国政府当局者との会談	9
(4)	米国における金融事情	11
(5)	英国における金融事情等	15
4	日米円・ドル委員会	16
(1)	第 1 回会合へ向けての準備	16
(2)	第 1 回会合	18
(3)	「金融自由化の展望と指針」の作成	20
(4)	第 2 回会合	21
(5)	竹下・リーガン会談	23
(6)	第 3 回会合	24
(7)	「現状と展望」及び「報告書」の公表	24
(8)	「現状と展望」に関するコメント	28
5	野村・モルガン合弁会社設立問題	33
(1)	新会社設立構想の突発	33
(2)	円・ドル委員会開始までの経緯	36

(3) 円・ドル委員会開始後の経緯	40
(4) 外銀信託参入問題の決着	42
6 金融制度調査会等の審議	46
(1) 金融国際化に関する審議	46
(2) 消費者信用に関する報告	50
(3) 金融機械化システムの安全対策に関する報告	51
7 自由化行政の推進	52
(1) 第4次自由化・弾力化措置	52
(2) 店舗行政の弾力化	52
(3) 証券業務の進展	54
(4) 国際業務の進展	54
(5) 付随業務・周辺業務の拡大	55
(6) 業務提携の進捗	57
(7) 取引商品の拡大・多様化	59
8 個別案件の処理	62
(1) 個別金融機関の案件	62
(2) その他	63
9 金融政策の運営	64
(1) 対外経済対策	64
(2) 公定歩合の引下げ	66

Ⅲ 銀行局長3年目

1 3年目の課題

58年6月2日に松下次官から銀行局長留任の内示を受けました。省内幹部級の人事異動は6月7日に行われましたが、当然のことながら、私の場合には特別の発令行為はありませんでした。

銀行局長の任期は概ね2年となっておりましたので、私としても当然辞職する予定で考えておりましたが、更にもう1年ということでしたので、当時かなり話題となりました。と言いますのは、戦後の昭和20年代における河野通一さんを除けば、昭和30年代以降3年間銀行局長を勤めたのは、澄田智さんお1人だったからであります。

私としては、局長就任当時から金融自由化のソフトランディングをめざして努力してきましたし、先にも述べましたとおり、金融制度調査会において金融の自由化や機械化に関する報告書を取りまとめた段階でしたので、これを更に具体化させていくことができると同時に、なお残された次の課題として、金融の国際化等の問題に取り組むことができることになった点において、行政官としては幸運であるとの感慨を持ちました。

そういう意味において、局長3年目の課題としては、金融の自由化を着実に進めるとともに、金融の国際化についてその先行きについてのルールを敷くことを最大の課題とすることに決意したのであります。

ところがその頃から、後にも述べますように、米国からの金融市場の開放要請が急速に強まり、それへの対応の中で、わが国の金融の自由化、国際化についての論議が高まり、それは59年5月の「日米円・ドル委員会報告書」並びに「金融の自由化及び国際化についての現状と展望」として結実することになりました。

2 金融市場の開放問題

(1) 米国の市場開放要求

(イ) 私としては、かなり前の時点で銀行局長留任の話を吉野官房長から聞いていたもので、58年5月に金融制度調査会において金融自由化についての報告書を取りまとめた後は、秋以降調査会を再開し、金融機関の国際業務のあり方について審議願ひ、1年位かけて報告書を取りまとめたいと考えていました。

ところが、58年10月以降、米国からのわが国に対する市場開放要求が強まり、11

月のレーガン訪日以来急速に日米交渉が進展することになりました。そして、その市場開放要求のねらいはつまるところ、わが国の金融の自由化を促進することになりましたので、少なくとも対外的な関係においては、金利の自由化、業務規制の緩和等金融の自由化への対応がさし迫った課題となってきたのであります。

ただ付け加えておきたい点は、対米関係において問題となったのは、「金融の自由化」という視点と、もう一つは「円の国際化」という視点の両面があったわけでありまして、その後者の方は主として国際金融局マターのことでありましたので、銀行局サイドの問題としては「金融の自由化」をどう進めていくかという点が主要な課題であったわけです。

- (ロ) 米国の市場開放要求は、秋のレーガン訪日前後にまとまった形で具体化してくるわけですが、銀行局にとっては、それより以前に極めて具体的な問題として持ち上がってきました。

それは野村証券とモルガン・ギャランティー・トラストとの合併による本邦信託会社設立構想であります。

私が銀行局長3年目に入りました直後の6月10日、次官室から呼び出しを受け、松下次官から急なこととして、「野村証券の村田会長から話があり、野村証券とモルガン・ギャランティー・トラストとが提携して日本において新会社を設立し、個人財産や企業年金の信託業務をやりたいとのことだ。ただし、金銭信託や貸付信託の業務はやらないといっている。14日にモルガンのプレストン氏が来日し、大臣を表敬訪問する時にその話を出すとのことであった。これに対してどのように考えたらよいか。」との話がありました。

これに対して、私からは、これを仮に認めるとすると、都市銀行の信託業務参入の問題が出てくること、これは優れて制度問題なので、金融制度調査会の審議が必要であるし、将来の方向としては考えられるが、今直ちに簡単に結論は出せないことなどについて発言しました。

この問題については、しばらくそのまま推移しましたが、秋口以降の日米交渉の中で取り上げられることとなり、翌59年5月の「日米円・ドル委員会報告書」において決着をみました。その決着までの経緯については、別途項をおこして後に述べることにします。

(ハ) その後しばらくは何もなく推移していましたが、米国のわが国金融市場の開放要求がまとまった形で具体的に私のところにはね返ってきたのは、10月7日に大場財務官が次のような情報を入れたきたのが最初であります。財務官の情報は、マクナマール財務副長官が在米内海公使に連絡してきたところによると、円ドル問題でリーガン財務長官がシュルツ国務長官にハッパをかけられたらしいこと、マクナマールは、具体的問題として、日本においては米銀による邦銀の買収ができないこと及びCDの発行が制限されていることの二つについて、これらが自由にできるようにすべきだとの要求をしてきたとのことなどであります。

そのような話があったすぐ後の10月19日に、内海公使からソロモンレポートといわれるものが送られてきました。これは、シカゴにあるトラクター製造会社であるキャタピラー社のモーガン会長が小松製作所との競争に敗れたのを契機に、ソロモンという学者に依頼して、日本市場の開放を迫るべきであるとの意見書をまとめさせたものであり、同会長は、このレポートを持ってワシントンにおけるロビイスト活動を始めたのであります。

このソロモン報告昔はしばらくの間表に出ることはなかったのですが、日米円・ドル委員会の第1回会合の行われる直前、59年2月10日付の毎日新聞に報道され明るみに出されました。

(2) 中曽根総理からの要請

(イ) 一方、11月9日のレーガン大統領訪日を控え、中曽根総理は金融市場の開放要求に対して積極的な対応を表明したいとの意向が強く、大蔵省に対して、総理から金融自由化の具体的スケジュールを示すよう要請がありました。

銀行局がそのような要請を初めて耳にしたのは、10月19日、文書課長から、大場財務官が中曽根総理を訪ねた際、総理から金融自由化のスケジュールを示せとの話があったとの連絡があった時であります。これに対しては、銀行局としては、いわゆる展望のようなものは示せるが、具体的なスケジュールを示すには時期尚早であるとの考えでしたので、総理が余りはっきりそのようなことを発言されないよう小粥秘書官に連絡しておいてほしい旨要請しました。

これについては竹下大臣にも報告し、総理への根回しをお願いしましたが、その後大臣室へは何度も足を運び、総理からの要請について大蔵省としての対応の仕方

を協議しました。

総理としては、大場財務官から報告を受けたリーガン財務長官の竹下大臣あての手紙の内容がかなり厳しい調子であったため、レーガン大統領との会談に際してかなり進んだ自由化措置を述べないとうまく収拾できないのではないかと、金融自由化の具体策について強い関心を持つようになってこられたのではないかと思われました。

(ロ) このような要請に対して、10月26日に総理官邸に出向き、自由化についての大蔵省としての対応策を私から総理に説明しました。その基本的な考え方は次のようなことでありました。①金融の自由化は今後のわが国の経済金融政策上避けてとおれない課題であり、我々としても前向きに取り組んできており、既に金融制度調査会において審議を行い、58年5月にはそれに関する中間報告を得、現在、その線に沿って着実に具体策を講じていること、②しかし、信用秩序の維持と預金者の保護は、金融政策ないしは金融行政の当局者に課せられた重大な使命と考えているので、金融自由化については前向きに取り組む一方、漸進的にこれを進め、わが国の経済金融の中に軟着陸ないしはソフトランディングさせることを主眼として運営してきていること、③近年における米国内における急速な金融自由化の進展によって、米国内の金融秩序に混乱が見られるところから、それに対する反省の機運も内外に見られるところであり、わが国としては、金融の自由化はわが国情にふさわしい姿の下で自主的に実現させたいと考えていること、④わが国の場合には、個人預金の30パーセントを占め現在80兆円に及ぶ郵便貯金があり、金融自由化を進めるにあたってはこれの取扱いが難問であることなどの基本的な考え方を説明し、総理の理解を得るよう努めたのであります。

その際、総理からは、①現状なり論点なりはよくわかったが、米国側の要求はかなり厳しいものがあること、②中小金融機関の問題については合併などによって対応すればいいし、また、郵貯問題についてもそれを言っていたのでは自由化が進まないこと、③いろいろな困難はあろうが、この際、金融資本市場の自由化は積極的に進めるべきであり、もう少し具体的なスケジュール、即ち自由化の工程表のようなものを示して欲しいことなどの発言がありました。

さらに、10月28日、総理と次官との電話連絡により、円・ドル通貨問題、金融自

由化問題については大蔵省の専管事項なので、大蔵省と財務省との間でアドホックグループを作って協議するという方針について総理の了承を得ました。

- (ハ) なお、レーガン大統領来日の際、リーガン財務長官も同行する予定であったため、竹下・リーガン会談後のプレス発表の原案を作る際に米側から具体的なことを要求された場合には、CDの小口化（5億円→2億円）を59年1月から、CD発行の個別機関の枠緩和を59年4月から、BA市場の創設を同じく59年4月から行うという3点を考えていました。

これらの点については、事前の打合せのため大場財務官がサンフランシスコに出張し、マクナマル副長官と話し合いましたが、その内容に対してリーガン財務長官は不満の意を表明し、大臣へレターを届けてきました。

(3) レーガン訪日と日米共同新聞発表

- (イ) レーガン大統領は58年11月9日に来日して12日まで滞在しましたが、財政金融問題に関しては、11月10日に竹下大臣とリーガン財務長官による「日米共同新聞発表」を行い、両国が今後とるべき措置を相互に公にしたのであります。

その新聞発表の概要は、先に述べました銀行局関係の3点については、若干修正のうえ、日本側がとるべき措置の中に盛り込まれました。

同時に両国財務当局により、「円ドルレート、金融・資本市場問題特別会合」を設置することが取り決められました。そして、このアドホック会合は59年2月までには開始し、春までに報告書を出す旨の合意がなされました。この日米アドホック会合は、最終的には日米円・ドル委員会と呼ばれるようになりましたので、以後の叙述では「日米円・ドル委員会」ということにします。

レーガン訪日時におけるこのような金融問題のさばきについては、総理は、16日夜の大臣との会談の際大変満足 of 意を表されました。大臣は総理に対して、金融の自由化については郵貯の問題があるし、優勝劣敗という事態も起こってくるので、何月何日という期限を切った工程表を作ることは無理であることを説明されたのに対し、総理もその点については理解を示され、いわゆるきっちりした工程表ではなく、プログラムのようなものでいいという発言をされました。

(ロ) このような事態に備えて、私としては、銀行局内にワーキンググループを発足させ、金融自由化等の展望について59年1月までに意見をまとめるよう指示しました。

大蔵省としては、日米円・ドル委員会に備えて省内に局長クラスのハイレベルグループ、課長クラスのステアリンググループ、企画官クラスのステアリングサブグループの3つを設け、全省的な対応をすることに決めました。そして、ハイレベルグループは12月19日に第1回の会合を開きました。

この第1回の会合においては、今後の省内における検討の進め方等について意見交換したわけですが、この問題に対して省内あげてあたる体制が整えられました。これは「局あって省なし」とよく言われる大蔵省としては、いわば各局を横断的に取り込んだプロジェクトチームを編成するという画期的な体制が敷かれたことを意味しております。そして、米国の対日要求事項について問題点ごとに取りまとめ局と関係局とを決め、各局の協調体制の下に取り組むことになったのであります。

その後、年末には米国の対日要求に対する各局の対応メモが取りまとめられ、年を越すことになりました。

3 金融制度調査会の海外出張

(1) 調査会審議の再開

金融制度調査会は、58年5月に金融自由化に関する報告書を取りまとめましたが、その後何を取り上げるかについてはいろいろと意見がありました。私としては金融の国際化の問題を議題にしたいと考え、銀行局長経験者等の大蔵省OB、日銀・金融界等のしかるべき人達の意向を探らせました。その結果、必ずしも金融の国際化を取り上げることについて意見の集約がなされたわけではありませんでした。特に、報告内容の着地点について見通しがいい場合には、今直ちに国際化の問題を取り上げることについて難色を示す向きもありましたが、結局、私としては、その時点における最もふさわしい議題は金融の国際化以外にはないと判断し、8月早々には次官室に上げて了承をとったうえ、大臣にも了解してもらいました。

そして、だいたいのスケジュールとしては、9月以降審議を開始し、11月下旬に視察団を海外に派遣、翌年の2月頃に報告書をまとめるということにしました。そのような段取りを頭に描きつつ、58年9月21日に調査会小委員会を開催し、金融の国際化

に関する第1回の審議を開始したのであります。

(2) 海外調査団の結成

調査会のその後の審議状況や結局は翌年の6月にとりまとめられた報告書の内容等については後述することとしますが、海外出張については、日米円・ドル委員会等対米交渉の流れの中で記述しておくことがベターであると思いますので、ここで取り上げておくこととします。

調査会においては、毎年視察団を派遣するのが慣例であり、当時もその線で事務的な対応をしていました。

しかし、調査会審議が進む過程で、米国からの金融・資本市場の開放要求が強まり、さらにレーガン大統領の来日を機に国際化への対応が喫緊の課題となってきたため、前例のないことではありましたが、調査団の一員として銀行局長である私自身が参加することとし、団長は佐々木調査会長にお願いしました。ただ、佐々木会長は、御高齢であり体調も完全ではないということで、外国出張を当初固辞されていたのでありますが、再三にわたってお願いした結果、全行程ではなく前半部分についてだけならば参加してもよいとの回答を得るに至りました。

出張先については、市場が開放されている国際金融市場を中心に回ることとし、ワシントン、ニューヨーク、シカゴ、ロンドン、シンガポール、香港とし、前半の米国のみ佐々木会長に参加していただき、後半のロンドン以降については館龍一郎先生に団長をお願いしました。団員としては、調査会委員である西崎哲郎氏の参加を得、事務局から私と千野銀行課長、銀行局調査課の田中調査員、日銀総務局の堀口調査役、東銀企画室の河上室長代理が参加しました。

私の出張については次官、大臣の了承を得た後、11月14日に結団式を行いました。そして、丁度会期末ではありましたが最初の1～2日が国会開会中にかかりましたので、国会対策委員会等への根回しも行ったうえ、11月27日に成田を出発しました。

(3) 米国政府当局者との会談

(イ) まず、米国のワシントンに行き、11月28日財務省にマクナマール副長官、スプリンケル次官等を訪ね会談しました。この会談は、金融制度調査会の視察団としてではなく、金融行政当局者同士が意見交換しようとするものでありましたため、私と

千野銀行課長、内海駐米公使、通訳として小寺書記官の4人が財務省を訪ねたものであります。

その席上、私は、①わが国の金融自由化については、去る5月に提出された金融制度調査会の報告書に沿って着実に推進しているところであるが、いわゆる自由化の具体的スケジュールを示すことは困難であること、②しかし、おおよその展望を示すことはできるので、日米円・ドル委員会や金融制度調査会の審議の過程で示していきたいこと、③当面の具体的な措置としては、先だつての日米共同新聞発表に盛られた事項を実施していく方針であり、特にB A市場の創設、C D発行条件の弾力化等を年明けから順次実施していくつもりであること、④ただ、わが国の場合には、個人預金の3分の1を占める郵便貯金の存在が金利の自由化を進めるにあたつて大きな障害になっていることなどについて陳述しました。

これに対して、米国側からは特別具体的な要請はなく、日本の金融当局が金融市場の開放と金融の自由化を着実に進めるよう期待する旨の発言があっただけでした。

なお、会談の途中で、来客と面談中のリーガン財務長官がこちらに来るとの連絡がありましたが、結局席をはずすことができず、同長官は現れませんでした。

この会談結果については、私が帰国した直後の12月14日に、マクナマール副長官及びスプリンケル次官からそれぞれ大場財務官に印象を伝えてきており、同財務官から私に連絡がありました。それによりますと、マクナマール副長官のは、①官本レポート（金融制度調査会の報告書のことを指しているものと思われる）がポジティブなものとなることを期待する、②郵便貯金の困難性はよく理解できた、③B A市場の創設及びC Dの小口化は是非実行してほしい、④野村・モルガン合弁会社の件は意識的に持ち出さなかったがよろしく頼む、⑤しかるべき時に円の国際化のスケジュールを発表してもらえないかというものでした。

また、スプリンケル次官は、①金利の自由化は是非進めてほしい、②円の国際化は円の準備通貨化を図ることによって推進してほしい、③野村・モルガン合弁会社の件はよろしく頼む、④証券の手数料について会員と非会員で差があるのを是正してほしいというものでした。

また、大場財務官は、「レーガン大統領の側近によれば、中曽根総理は金融自由化について同大統領に相当コミットしているようだ。」と連絡してきました。

(d) 調査会の調査団としての公式訪問で最初に訪れたのは、11月28日の連邦準備制度理事会（F R B）でした。佐々木団長以下全員が参加し、ボルカー議長、ウォーリック理事ほかの方々と会談しました。

ここでは、主としていわゆるカントリーリスク問題が議題に上り、この問題への対応として各国による協調の必要性が力説されました。

わが国における金融資本市場の自由化については具体的な指摘はありませんでしたが、①日本の企業や個人が外国に対し自由に投資し得る機会が制限されているのではないか、②外国の投資家にとって日本の市場は利益を得る機会に乏しいのではないかなどについて指摘がありました。また、日本の金融の自由化を漸進的に進めることは、急激に進めることによって生ずる市場の歪みを避ける意味でも当然であるとの指摘もありました。

(ハ) 翌11月29日には、コノバー財務省通貨監督官を訪問しました。ここでは、金利規制の撤廃やカントリーリスク問題に直面し、金融機関経営の健全性の見直しが強調されるとともに、米国内における州際業務規制やグラス・スティーガル法の下における業際規制等については、これを弾力化の方向で改正していくことの必要性が指摘されました。

(4) 米国における金融事情

(イ) 11月30日以降、世界の金融の中心であるニューヨークのウォールストリートを訪ねました。手始めに世界最大の銀行であるシティ・バンクのリストン会長と会談しました。

リストン会長は、①米国においては、金融の自由化や国際化が急進展しており、金融革命の下で競争が激化するとともに、金融の姿が大きく変化していくことが予想されること、②米国においても、グラス・スティーガル法の改正等により持株会社方式による業務の拡大が進むとともに、金融の再編成が進捗すると思われること、③比較的中小の銀行は専門性を発揮してブティック化することによって生き残っていくことになるであろうし、国際的な大銀行は合併再編によって規模が巨大化していくものと考えられ、その結果、現在約1万5千ある米国の銀行は、究極的には10ないし20の巨大銀行と千くらいの中小の地方銀行とに二極分化していくのではない

かと推測されることなどの見通しを語りました。

なお、リストン会長は、今までの銀行業について、「3・6・3の原則」—— 3%で資金を集め、これを6%で貸し、3時には家に帰るというジョーク——を引用し、大変易しい商売であったが、今やそれは「グッド・オールド・デイズ」のこととなったというような話を持ち出し、今後における競争の激化を強調していました。

(ロ) 12月1日には、モルガン・ギャランティー・トラストを訪ね、ウェザーストーン執行会議議長（国際担当副会長）等と会談しました。

ウェザーストーン議長との会談で印象的であったのは、今後における銀行のサバイバルの条件として、①経営について明確なポリシーを持つこと、②どのような人材（ピープル）を確保し育てていくかが決め手になること、③変革に対して柔軟に対応すること（特に機械化、情報化の進展等に対する対応）、この三つを上げていた点であります。

また、我々日本政府当局への要望について質問したのに対しては、概括的に言ってよい取扱いを受け、競争のある状態にしてもらっているので余り文句はない旨の発言がありました。

なお、同行は野村・モルガン合弁会社問題の当事者であったため、当初、訪問先に加えることについて銀行局内で賛否両論がありました。私としては、同行が米国における代表的な投資銀行でもあり、野村・モルガン合弁会社の当事者であればこそ、逆にニューヨークにまで来ていて同行を訪問先から落とすことは不自然であると考え、訪問先の一つに加えることにした経緯がありました。ただ、合弁会社の件については、先方から話が出れば出たで対応し、出なければ出ないで済ませるといった自然体で臨むこととしていました。それは、私自身が調査団の一員として参加しているという立場から、それでいいのではないかと判断したからであります。

ところで、会談の席上では、そのことについて先方から何の話も出ませんでしたので、そのままにしておこうかとも思いましたが、何か特別の根回しの下で質問が出ないのではないかとも思いましたし、私としては、金融行政の責任者が同行の首脳と会談する機会がありながら何の話も持ち出さないというのは適当でないと判断し、こちらから、何か具体的な注文はないか水を向けるような発言をしました。

それに対して、ウェザーストーン議長からは、①東京にオフショア市場ができれば

ば世界的な意味で金融資本市場の発展に有利であるし、自分たちもメリットがあるので参加したいと思っていること、②円の国際化が進み、円が国際的に利用されることを期待していること、③野村証券との共同事業については、自分たちの利害のからんだ話ではあるが、日本の金融システムの発展にも寄与する話だと思うので、前向きに検討してほしいことなどの発言がありました。

これに対して、私の個人的見解として、野村との合併事業については今後の課題として検討はしたいが、わが国の金融制度上問題となる点が多いことを説明しました。この私の説明に対し、極東担当であるウィーン氏からは、「御質問に対する回答のついでに触れただけであり、公式見解をいただきたいという趣旨ではない。」旨、また、スミス副頭取からは、「この問題は注意深く検討を行わなければならないことはよくわかる。必要な情報は提供する用意があるのでよろしく御検討いただきたい。検討に時間がかかることはよく理解している。」旨の発言があり、先方としては当方の立場に対し十分配慮している態度を示しました。

(A) 12月2日には、ニューヨーク連銀とモルガン・スタンレー・インターナショナル投資銀行の2ヶ所を訪問しました。

ニューヨーク連銀においては、ソロモン総裁以下と会談しました。ソロモン総裁からは、円の国際化については国内の自由化を進めないと無理な話であること、自由化を進めるにあたって行政が国内経済を守るための所要の管理をする必要性を全く否定するわけではないことなどについて発言がありました。

その他、日本における円建B A市場、東京オフショア市場などについて指摘がありました。特段それらに対して重要な意義づけを行うような発言はありませんでした。また、日本の金融市場や行政当局に対する注文についても、長時間日本でビジネスをしている人達からは余りクレームは聞かないこと、クレームを言うのはそれらを熟知していない人達であること等の指摘がありました。

(二) モルガン・スタンレー・インターナショナル投資銀行においては、デプス社長以下と会談しました。そこでは次のような内容の発言がありました。①米国金融革命の特色は、変革のスピードが非常に速いこと、政府などのリーダーシップによるものではなくマーケット自身のイニシアチブによるものであること、新しい金融サー

ビスへの需要によって起きているものであることなどであること、②今後は、商品の自由化、営業地域の自由化、金利の自由化の3つの自由化が進み、80年代終りまでには、グラス・ステーガル法の一部を除き、規制は殆ど撤廃されてしまうであろうこと、③銀行の対応として必要なことは、専門性の発揮と効率性の向上であること、④10年後には、1ダース程度の国際的巨大大銀行と1ダース程度の準巨大大銀行の2ダース程度の銀行が全米銀行資金の4分の3を占め、他方、数千の小銀行が2極分化して存在するようになるであろうことなどであります。

また、金融機関の国際業務に関し、①組織の上でも取扱商品の上でも、国内部門と国際部門という区別はしてはおらず、米国、欧州、日本を中心とするアジア、中近東の4市場に分けているだけであること、②自分たちはニューヨークの企業ではなく世界で活動している企業であり、たまたまニューヨークに本店があるというだけであること、③ただ、地方銀行は国際業務から漸次撤退していく、撤退しないまでも、国際業務全般というよりは限られた地域への業務展開にとどめる傾向が出てくるのではないと思われること等の発言がありました。また、投資銀行というものに関して、商業銀行はリスクを回避しようとし、投資銀行はリスクを引き受けようとするものなので、商業銀行を競争相手とは考えていないとの発言がありました。

さらに、デプス社長からは、日本の金融自由化について、開放の事実も必要であるが、開放に努力しているということを認識させることが大切であること、ただ、日本の金融は精緻に組み立てられており、一つを動かすと全体を調整し直すことが必要となるような性質を持っているので、自由化の進め方は日本政府がきめるべきことであると理解していることなどの発言がありました。

(ホ) 引き続き、ニューヨークからシカゴへ飛び、12月5日シカゴ商品取引所を見学しました。そこではブロッツキー専務理事などから説明を受けました。興味ある内容を述べれば、次のとおりであります。①先物取引の嚆矢は日本の徳川時代の堂島の米相場であるが、米国では十九世紀半ばにシカゴの農産物について開始されたこと、②金融先物は外国為替相場が固定性から変動性に移行した際、リスクヘッジの方法としてシカゴで開始されたこと、③株価指数先物は昨年(1982年)4月にシカゴで開始されたこと、④米国における先物市場はシカゴでのみ成功したといってさしつかえないと思われるが、その理由は、シカゴはもともと商品(農畜産物)先物取引

が存在し先物のノウハウが蓄積されていたこと、積極的にリスクを引き受けるスペキュレーターがシカゴ周辺に多数存在していたこと、通信革命により取引の場所がどこであるかが問題でなくなってくると早くから知名度の高いシカゴが優位に立つことができたこと等であることなどの指摘でした。

シカゴでは、同地における有力銀行であるコンチネンタル・イリノイ銀行も訪ねましたが、そこでは、国際業務に参入した以上は軽々には撤退する意思がないこと、地方の銀行の中には債務累積問題の発生以降国際化についていけないところも出てきていること等の発言がありました。また、日本の金融当局に対しては、B A 市場、オフショア市場、金融先物市場等を創設し、全世界の金融機関が参加しうるようなグローバルな金融市場を創設してほしいとの発言がありました。

なお、この銀行は、後日、債務累積問題で躓き、政府・連銀の支援を仰がなければならぬ程その経営上の問題を起こすに至った銀行であります。

(5) 英国における金融事情等

(イ) その後ロンドンに渡り、イングランド銀行、ミッドランド銀行、パークレー銀行、ウォオバーク投資銀行等を訪問し、それぞれ意見交換を行いました。これら銀行との話合いでは、わが国金融機関のロンドンにおける活動状況やユーロ市場の問題、カントリーリスク問題等が主なテーマでありましたが、特に対米関係のような現実的な対応を迫られるようなことはありませんでしたので、ロンドンにおける会談内容についてはこの記録では割愛することとします。

さらに、ロンドンからアジアの金融市場の中心地であるシンガポールと香港を訪れ、シンガポールにおいては通貨庁（フー長官ほか）、香港においては香港政庁の財務省（ブルームリッジ財務長官ほか）、銀行委員会（コーチンコミッショナーほか）、証券・商品委員会等の行政庁を訪問しました。

これら訪問先においては、主として金融先物市場等の金融マーケットについてのテーマが議題となりました。

(ロ) 以上のような各地を訪問し、12月13日に帰国しましたが、丁度わが国の金融市場の開放に関して米国からの要求が強まり、言ってみれば日米関係に火花が散り始めた時期にありましたため、今回の我々の海外出張はかなりの注目を引き、帰国後は

記者会見を求められたり、マスコミからの個別取材を受けたり、講演会に引っ張り出されたりしました。

なお、引っ張り出されたうちの一つに、経済同友会の代表幹事でもあられた佐々木団長の引合せで、牛場信彦氏、大来佐武郎氏等国際的な権威者4～5人の集まりで話をさせられたことがありましたが、その席上で、私としては、わが国の金融機関が国際競争に打ち勝って世界的な金融機関として発展していくためには、独禁法が規制している持株会社禁止規定を撤廃する必要があると発言したことを覚えております。

4 日米円・ドル委員会

(1) 第1回会合へ向けての準備

(イ) 59年に入り、日米円・ドル委員会が2月23～24日に開催されることが決まり、日米双方の間で第1回の議題をどうするかについてやりとりがありましたが、わが方としては、①為替相場（円・ドルレート）の現状及び決定要因、②日米共同新聞発表各項目の進捗状況、③その他の追加的措置とし、主として①と②に極力絞り込むように内海公使を通じて折衝させました。

これに対して、米側は議題を極力広範囲なものとするよう当方へ働きかけてきました。

省内においては、第1回の会合を控えて、1月30日に第2回ハイレベル会合が開催され、今後のスケジュール、会議の運営、会議に臨む基本的スタンスなどについて話し合いが行われました。

議題については、日本双方の折衝の結果、結局は細々とは確定されませんでした。そうすると、米国提案の①円ドルレート問題、②日米共同新聞発表のモニター、③追加措置のうち、実際的には①、②は比較的短時間で済む可能性があり、結局追加措置に大半の時間が費やされることになりかねない点が危惧されました。そして、財務官の感触では、米側は円ドル問題を金融資本市場の自由化及び円の国際化と翻訳しており、日米が交渉のテーブルにつけば、それらの問題が追加的措置として議題に上り、それに時間の大半が費やされることになるという見通しでありました。従って、現実的な対応としては、問題を大項目にグルーピングし、それぞれに対す

る基本的な考え方と将来展望をまとめておくことが肝要であること、項目のグルーピングとして、円の国際化、金利の自由化、銀行・証券の業務活動、業務分野の調整の4部門とすることなどについてコンセンサスを得ました。

(ロ) そのような進展状況を踏まえ、銀行局としては、2月に入り連日のように会議を開き、米側要求に対する対応策を検討しました。

その間、2月3日には官邸に総理を訪ね、私から対日要求に対する対応についての見解を説明するとともに、金融自由化のスケジュールについては、具体的な工程表を作成するのは無理であるけれども、その展望を示すことは可能であるので、3月中旬までには作成することについて説明しました。

また、省内においては、冒頭発言内容、共同新聞発表項目のフォローアップ、米側からの日本に対する関心事項、日本からの米国に対する関心事項等についての応答ぶりの検討が行われました。

これらの検討経過における当時の資料を見ますと、いわゆる事務的な対応としては、米国の性急な開放要求に対してこれを何とかトーンダウンさせ、開放の度合いを緩やかにするといった立場から、各局から出されてくるペーパーはかなり消極的なものとなっていました。それは、金融の自由化への対応は日本側なりに独自のペースで徐々に実施に移してきており、将来的にも自主性を持ってステップ・バイ・ステップで進めていくべきものであるとの基本的スタンスに立っていたためであります。

(ハ) 円・ドル委員会の開催に向けて準備を進めていく過程で、日銀からも意見聴取するとともに、当方から日銀に対して要請する事項等もあったため、2月7日に青木総務局長を呼び、財務官室で財務官と私に対応しました。

日銀から出された主な意向は、①ユーロ円債の基準緩和は徐々に行ってほしいこと、②BA市場については、アコモ手形又は原手形ならいいが、振出人の方で協力しない表紙手形にすると融通手形になるので問題であること、③非居住者円預金の自由化は前向きに検討すること、④金融機関預金金利の自由化は担保主義が崩れるので反対であること等でありました。

これに対してわが方としては、①金融機関預金金利の自由化は是非行うべきであ

ること、②コール市場を通ずる日銀コントロールは、円・ドル委員会で問題にされる恐れがあること等を指摘しました。

(二) 一方、私としては、日米円・ドル委員会における米国からの要請や中曽根総理からの注文等に応えなければならないという観点とは別に、この機会をとらえ金融自由化に関する将来展望を示しておくことが、今後の銀行行政を進めるにあたって好ましいものとの独自の判断を持っていました。

このため、金融の自由化の将来展望について検討を行い、2月の半ばには既にその素案を作り上げていました。比較的早い時期にそれほどの手間をかけずにそのような将来展望についての素案を取りまとめ得たのは、前にも述べましたように、58年5月に金融の自由化に関する金融制度調査会の中間答申が取りまとめられており、そこにおいては金融の自由化に関する将来展望が示されていたからであります。従って、我々としては、特に米国からの開放要求があるなしにかかわらず、自由化についての将来展望を示しつつ具体策を順次実行に移してきたのであって、米国に対してもその旨を説明しているにもかかわらず、何らの手も打っていないといったような発言がなされることに対して、実情認識に欠けているものであるとの感慨を持っていたのであります。

ただ、金融自由化についての具体的措置について、目標の時期なり、総理が言われていたような工程表のようなものは示していませんでしたので、文章だけでなく図に書いて示すとか、具体的な時期を明示できるものについてはその時期を示すように工夫してみたのであります。

このような準備の下に、2月21日に第3回の省内ハイレベル会合を開き、23日からの第1回円・ドル委員会に臨む最終的な態度について打合せを行いました。

(2) 第1回会合

(イ) 第1回の会合は2月23日及び24日の両日大蔵省において行われました。

初日の23日の会合では、円・ドル問題、日米共同新聞発表項目のフォローアップ並びに米側の対日関心事項のうち円の国際化及び米企業の日本へのアプローチ等の問題が議題に上りました。第2日目の24日には、米側の対日関心事項のうち金融・資本市場の自由化及び直接投資等の問題並びに日本側の対米関心事項について討論

が行われました。

この第1回会合における私の所管に関する事項について概述しておきたいと思ひます。

(D) まず、日米共同新聞発表のフォローアップについては、円建B A市場の創設問題並びにC Dの発行単位の引下げ及び発行限度の拡大の問題がありました。

円建B A市場創設問題については、積極、消極の両論が相半ばしており、結論を得る段階に至っていないが、引き続き検討を行い、5月中には何らかの結論を得るようにしたい旨、また、C D問題については、発行単位の引下げは59年1月以降既に実施済みであり、発行限度の拡大も59年4月以降の実施を既に決定済みである旨発言しました。

(H) 次に、米国の対日関心事項については、外銀による信託参入問題と金融自由化のスケジュールについて議論がなされました。

外銀の信託参入問題については、信託業界の強い反対もあり、業界説得のためには冒頭において米側に対し強い難色を示しておくことが必要であるとの配慮から、かなり長時間にわたりわが国における信託制度の沿革、現状等を縷々述べ、この話はわが国の金融制度全般にかかわる問題にまで波及する可能性があることを指摘しました。具体的には、①戦後信託業務を信託銀行にのみ認めてきた歴史的背景からして、新たに銀行以外の信託会社を認めることは困難であること、②これを認めるには専門金融機関制度の見直しが必要であること、③そもそも信託業務に新規参入の余地があるのか疑問であること等の理由により、この問題は、金融自由化の今後の方向を見極めたうえで、金融の業務分野の見直しの一環として検討していく必要がある旨発言しました。

なお、余談ですが、信託制度に関する私の説明がかなりくどく長かったため、次官補佐官のミス・メーコルが大場財務官に私の説明が長すぎるという意味の目配せをしているとのささやきが、財務官から私にあったのが印象的でした。

この私の発言に対して、ダラー次官補代理からは、信託参入問題については、日本市場へのアクセスの要であり、内国民待遇を要求したい旨、また、マルフォー

ド次官補からは、従来、日本の企業年金の運用は各企業が個別に行い、その運用に関するサービス提供が1つのビジネスとして未発達であったが、近年その分野のサービス機能が高まってきているので、外銀が信託業務に参入しそのファンドマネジメントのノウハウを活かすことにより、この問題を解決することが必要である旨発言がありました。

この外銀による信託参入問題は、野村・モルガン合弁による信託参入要求の問題にからんでいますので、別途項を起こして述べることにします。

また、金融の自由化については、米側から、その見通し及び将来展望を示すよう要請されたのに対し、私からは、58年5月の金融制度調査会の中間報告の線に沿って当方の基本的スタンスを述べるとともに、金融の自由化については、金融制度調査会の議論を踏まえ、段階的なソフトランディングをめざしており、固定的スケジュールの下に進めていくことは適當ではない旨発言しました。

(二) この第1回会合の最後に結びとして行われたスプリンケル次官の挨拶は、米側としても不満足ながら一定の評価を与え、3月22～23日に決定された第2回会合においては、より具体的な提案が日本側からなされることを期待したものとなっています。

(3) 「金融自由化の展望と指針」の作成

(イ) 第1回会合を終えた私としては、次回の第2回会合において金融自由化の将来展望をある程度示すことが適當ではないかとの考え方をもち、かねてから準備してきた「金融自由化の展望と指針」及び「金融自由化の今後の展望」を2月27日にまとめ、省内各局への根回しを行うとともに、日銀の前川総裁及び澄田副総裁への説明も行いました。

この自由化の展望については、3月2日に次官室及び大臣室に上げて了解をとりました。

このような将来展望を作りましたので、かねて約束の総理への説明を3月8日に行いました。また、外銀による信託参入問題についても説明しましたが、それについては、後述する「5 野村・モルガン合弁会社設立問題」のところで触れることにします。

なお、総理とのやり取りの過程から得た感触としては、①国内金融の自由化の展望については本日の説明でよろしい、②次回の会合では、米側に対し大胆な発想の下におおよそのコースを示す必要があると思われるので、それによって日米関係の改善に役立つようにすべきである、の2点でありました。

- (ロ) その後、米側からは、3月6日付のスプリンケル次官から大場財務官あての書簡により、3月22～23日における第2回会合での討議議題について提案がありましたので、局内及び省内において、それへの対応ぶりの検討を重ねました。

私としては、大場財務官と緊密な連携を取りつつ、第2回の会合においては、金融自由化の展望につきその哲学を述べるとともに、個別の対策、特に金利の自由化については前向きに発言する意向を固めました。このことについては、課長楠佐以下の事務ベースでは消極的でありましたが、私としては、建前は別として、かなり具体的なことを発言した方が好ましいのではないかと考えていました。

しかし、前向きとはいっても、総理に御説明したような全体の姿は第2回会合で打ち出すことはせず、第3回の会合前に銀行局独自のものとして発表し、それを受けて第3回の会合に臨むのがベターではないかと考えていました。

なお、金融の自由化については、大場財務官と私とがかなり前向きであったため、財務官が私の部屋にきたり、私が財務官の部屋を訪ねたりする度に、事務方がその成行きを注目していた様子がありありとうかがえました。

(4) 第2回会合

- (イ) 第2回の会合は、3月22日～23日の両日、第1回と同じく大蔵省において行われました。この会合においては、再度、円・ドルレート問題、日本側の対米関心事項、米側の対日関心事項について、より具体的な討議が行われました。

この会合における銀行局関係の議題としては、主として第2日目の23日に取り上げられ、金利の自由化、金融商品の多様化、CD・BT・TB等の短期金融市場のあり方等について討議がなされました。

- (ロ) 銀行局関係の議題のうち、金利自由化に関する私の発言を要約すると次のとおりであります。①わが国においては、「国際」と「国債」の2つの「コクサイ化」に

よって金利の自由化がいやおうなしに進展してきていること、②そのような中で金利を規制し続けると、資金の流れを歪めわが国金融市場にとって好ましくない影響が出てくるので、金利の自由化を着実に進めていくつもりであること、③ただ、経済金融に混乱を生じさせないように段階的に取り組んでいく方針であること、また、④小口預金まで完全に自由化するのは郵貯等の問題があり当面難しい情勢にあるので、大口預金金利の自由化を進めることから始め、順次小口にまで及ぼしていく方針であること等を総論的に述べた後、これまでに実施してきた金利自由化の過程を説明しました。

具体的には、①CDの発行条件の弾力化、長期国債・中期国債の窓口販売などを行ってきたこと、②期日指定定期預金、信託商品のビック、金融債商品のワイド、個人年金預金、国債と預金との組合せ商品、海外のCP・CDなど新型の金融商品の発表を金利自由化の流れに沿うように積極的に認めてきたこと、さらに、③自由金利商品であるCDの金利に連動して金利の動くMMCの発売を認める考えであること、そして、④大口預金金利についての規制の緩和ないし撤廃を順次実施に移していく方針であること等を表明しました。ただ、小口預金の自由化に関しては、個人預貯金の3分の1を占める郵貯の金利がマネタリー・オーソリティーの下ではなく郵政大臣の下で決められることとなっているので、この郵貯金利が民間金利に追随するような制度を創ることが小口金利自由化の前提となるが、このような法律改正は郵貯を支持する議会の勢力が極めて強いわが国の現状では当面困難である旨実情を説明しました。

この私の発言に対しては、スプリンケル次官から日本側の努力に対して感銘を受けた旨の評価を得ましたが、預金金利の自由化に対する展望として、どのようなタイミングでやるのかについての質問がありました。この点については、事務的に用意された質疑応答資料においては具体的な発言はしないことになっていましたが、私としてはある程度具体的な目標を示した方がベターであると急遽考えを変え、一応のスケジュールとして、①海外CP・CDの発売は59年4月から実施予定であること、②MMCの創設は59年末あるいは59年度内に実施可能であること、③大口定期預金金利の規制撤廃は2～3年以内に行う予定であること等の答弁を行いました。

さらに、スプリンケル次官から銀行の業務活動の拡大についての質問があったのに対し、私からは、①金利だけでなく金融市場や銀行の業務内容・営業日等につい

ても規制緩和・自由化の努力を重ねてきていること、②その結果、業際問題いわゆる垣根問題についても漸次相互乗り入れが行われ、専門銀行制度の下で長短金融の相乗り等が進展していること、③普通銀行は、公共債の販売等の証券業務のほか、金地金販売等の付随業務も拡大してきており、また、子会社を通じてクレジットカード、リース、ファクタリング、ベンチャーキャピタル、コンサルティングなどの周辺業務を行うようになってきていること等を説明しました。

(ハ) 第2回会合の終わりに行われたスプリンケル次官の挨拶は、金融自由化に関する当方の発言について高い評価がなされており、銀行局としては、この第2回会合の討議によって殆ど役割は終わったとの認識を持ったのであります。

(5) 竹下・リーガン会談

丁度その頃、リーガン財務長官が極東訪問の旅にあり、中国訪問後、3月22日夜に羽田に着き、翌23日の19時40分から約1時間の予定で竹下大臣との会談が組まれていました。実際には、19時30分から21時5分まで約1時間半にわたって、大臣室で会談が行われたました。先方の出席者はリーガン財務長官のほか、スプリンケル次官、ダラーラ次官補代理、メーコル次官補佐官の4人であり、当方は竹下大臣のほか、大場財務官、酒井国際金融局長、佐藤証券局長、それに私の5人でした。

この会談は、丁度第2回の円・ドル委員会が終了した直後でしたので、竹下大臣から、第1回及び第2回の会合の成果とわが国の金融の自由化及び円の国際化に関する基本的スタンスを述べたのに対し、リーガン長官は、過去において日本側が殆ど何らの措置も取ってきていないことに失望していること、円・ドル委員会の再度にわたる会合も議論ばかりで何らの成果もなかったこと等について極めて厳しい発言をしました。

具体的な話としては、米国証券会社の東京証券取引所への加入、米銀による資金調達・運用及び信託業務面での制約の撤廃、国債のバンク・ディーリングの認可等について言及がありました。

それら発言の過程で、リーガン長官は [REDACTED] 興奮気味の場面もあり、その威圧的な態度に対して、我々としては大変悪印象を持ったところでありま

す。

一般的に、米国の役人は、わが国の役人に比べ、個別問題を持ち出して具体的な利益代弁をしているように見える場面がしばしばあります。それは、米国の役人は政権の交替ごとに、わが国で言えば審議官クラス以上の者が一斉に変わるのが通常であるため、役人在任中に前任の企業又は下野後に就任する企業の利益を図ろうとする傾向があるためではないかと勘繰りたくなる程であります。リーガン長官も政権入りする前職がメリルリンチの会長であったことから、特にメリルリンチの東証加入問題に熱心であったように思われ、また、マルフォード次官補も [REDACTED] であり、その当時サウジアラビア政府の顧問も務め、その膨大な資金の運用に携わっていたという事情もあった、国際的な資金の流動化について特に熱心であったのではないかと思われたのであります。

(6) 第3回会合

第3回会合は、4月16日及び17日の両日にわたってワシントンで開催されました。当方としては、局長クラスが国会開催中であったため現地へ赴けず、大場財務官のほかに出席したのは、佐藤国金局次長、銀行局担当行天審議官、証券局担当藤野審議官、主税局担当大山審議官、理財局担当亀井審議官等でありました。

第3回会合においては、主として円の国際化が議題とされ、銀行局関係の議題としては第2回会合までに概ね終了したとの感触を持って望んだわけであります。第3回会合の模様については、金利問題が若干取り上げられた以外は主として信託参入の問題でありました。これについては、別途項を起こして述べることにします。

(7) 「現状と展望」及び「報告書」の公表

(イ) 第1回から第3回までの会合において実質的な討議が終了しましたので、引き続き両国間において最終報告書の取りまとめに入ることになりました。当方としては、今後発表する文書について、「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を4月中に、引き続いて経済対策閣僚会議決定による「対外対策」を、最後に「日米円・ドル委員会報告書」を5月下旬にという段取りにしたい旨第3回会合で提示しました。

わが方としては、金融の自由化及び円の国際化については、わが国独自の方針の下にこれを漸進的に進めてきたところであり、わが国の自由化対策の独自性を示す

意味からも、「報告書」よりも先に「現状と展望」を発表することが必要であるとの考え方でありました。同時に、「現状と展望」と「報告書」はその目的や性格を異にする文章であり、「現状と展望」は専ら国内行政上の必要から検討される措置等を多く含んでいるのに対し、「報告書」は米側からの関心事項のほか、円・ドルレート問題や日本側の関心事項をもカバーするというように、それぞれ取り扱う対象にも大きな差があるとの認識に立っていたからであります。

しかし、これに対して、米側は、前年秋の竹下・リーガン共同新聞発表を契機に日米双方の協議が行われてきた結果である点を強調する必要があったため、特に「報告書」の内容を先取りする形で日本側が先に「現状と展望」を発表する場合には、リーガン長官の立場がなくなることを懸念したため、「現状と展望」の先行に対して強い反対の意向を表明したのであります。

この点については、リーガン長官が竹下大臣あて特に書簡を送り、時期を早めることに反対するだけでなく、わが国独自の文書を提出することについても再考するよう望んできたのであります。このような意向を示してきたのは、最終的な「報告書」作成までの段階において日本側の一層の譲歩を引き出したいとの願いも込められていたものと推察されます。

銀行局としては、「円の国際化」についてはなお米側との意見調整の余地が残されているが、「金融の自由化」については優れて国内的な改革の問題を取り扱うものであり、「報告書」と重複する部分も少ないと考えられるので、場合によっては「金融の自由化」と「円の国際化」とを切り離し、銀行局関係分のみを先に発表することを希望したのであります。

この点に関して、大場財務官との間では、「金融の自由化の現状と展望」を切り離して4月中に発表するという事で意見の一致を見、内海公使を通じて再度スプリンケル次官と交渉させることにしました。しかし、結局は米側からの強い要請を汲んで、銀行局分の先行発表を見合わせるとともに、「円の国際化」と合体して発表することとし、その時期も「報告書」と同時にすることもやむを得ないとの意向を固め、4月24日に次官室でそのような方針を決定しました。

(ロ) ところで、「現状と展望」については、銀行局関係の分は、比較的早い段階の4月20日には一応の案を作成し終えていましたので、その後は証券局や国金局の案に

ついて意見を述べたり、意見の調整を行ったりしていました。

全体としての取りまとめないし調整は、官房の吉田総務審議官のところで行っていました。そして官房における直接の窓口は、その直前まで銀行局にいた調査企画課の鏡見企画官でありました。従って、証券局や国金局の文書については、鏡見企画官を通じてかなりこちら側の意向が取り入れられるように働きかけましたので、文章の記述自体も銀行局的なものにすることができました。

5月に入り、円・ドル委員会における議題に沿って、「報告書」の起草が日米双方において急ピッチに行われ、アムステルダムやハワイなどにおいて双方の接触が持たれました。銀行局としても、銀行局関係の案文を詰めたり、各局関係の案文に意見を述べるなどで忙殺されました。

そのような経過を経て、5月10日及び11日の両日、大蔵省において、報告書起草のための日米の非公式会合が開かれ、最終的な詰めが行われました。

この非公式会合に臨むにあたって、5月9日に大場財務官と対処方針を打ち合わせ、その結果を竹下大臣に報告しました。その最終時点において、米国側は問題点をユーロ円市場の拡大に絞ってきていたので、それに対する対応と第3回会合以降特に持ち出してきたいわゆるアムステルダム5項目についての対処方針を決めたのであります。

- (ハ) 「報告書」において我々が特に問題としたのは、金利の自由化の記述と外銀による信託参入の記述でありましたが、銀行局の所管事項については、5月11日にはその文案をセットしました。

このうち、外銀による信託参入の記述は後に述べることにしますが、金利の自由化については次のような文案になりました。

『作業部会は、日本の金融市場の自由化の必要性についての議論の一環として、金利が日本国内及び世界各国における資源配分に与える影響（為替レートを通ずる影響を含む。）を検討した。金利規制の撤廃は、金融自由化のプロセス全体の中で中心的な位置を占めるものであるという点で合意がなされた。大蔵省は、市場の混乱を回避しつつ、環境の許す限りすみやかに預金金利の規制緩和を進めていくとの意向を明らかにした。

大蔵省は、まず大口預金金利の自由化を進め、それから小口預金金利に移るとい

う手順を説明した。こうした手順の下に、大蔵省は、

- 国内CDの発行単位を1985年4月までに3億円から1億円に引下げる、
 - 国内CDの発行枠を一層拡大する、
 - 市場によって金利が決定される新型大口預金の取扱いを1985年4月までに認める、
 - 大口預金金利規制の緩和及び撤廃を2～3年以内に図る、
- よう努めていくこととしている。

大蔵省は、これらの措置により金利自由化が一層進展するような市場環境が醸成されることを期待すると述べた。』

また、文案セットの段階で、当方としてやや異論があったのは格付機関に関する記述でありました。報告書の原案では、非居住者によるユーロ円債の発行に関して、その適債基準として、当面は円建外債市場（サムライ市場）と同様の基準が適用され、1985年4月以降その基準がさらに緩和されることとされていたのでありますが、格付機関による格付について当初かなり積極的な記述がなされていましたが、この点に関し、格付機関については興銀を始めとする銀行界において不満が多かったし、わが国の格付機関が日経新聞や東洋経済新聞などの主導で既に存在してはいましたが、これらは歴史も浅く、今直ちにこれらを利用するには時期尚早であると考えられたため、私としては、格付機関を余り浮き立たせたり表面に出すことにつき消極的な意向を表明しました。

結局、この記述は、「大蔵省は、将来においてユーロ債の適債基準が両国の指導的な格付機関の格付によって置き換えられうるなら、このような格付制度の採用に向けての検討を行うこととなろうと述べた。」ということで了承しました。

(二) 「現状と展望」及び「報告書」の取りまとめが殆ど完了した時点で、各方面への根回しを行いました。私としては、5月14日、日銀に澄田副総裁を訪問し、「現状と展望」、「報告書」及び後に述べます金融制度調査会小委員会の「金融の国際化に関する報告書」について説明しました。5月21日には、全銀協会長行である三菱銀行と銀行局幹部との会合においても簡単な紹介をしました。

5月25日には、大臣室において「現状と展望」及び「報告書」の最終的な披露を行い、引き続き総理官邸に赴き、中曽根総理に報告しました。そして、報道機関へ

の記事解禁は5月30日の朝とすることで了承を得ました。5月29日朝には、私が田中元総理を目白の自宅に訪ねて説明するとともに、午後には院内で田中六助幹事長に説明しました。

このような長い道のりを経て、5月30日の早朝からラジオ、テレビで一斉に放送が行われ、30日付の朝刊で大々的に報道されたのであります。

(8) 「現状と展望」に関するコメント

- (イ) 「現状と展望」は、第1部において金融の自由化及び円の国際化に対する基本的考え方を総論的に延べ、第2部において金融の自由化の現状及び今後の展望とそれへの対応、第3部においては円の国際化の現状及び今後の展望とそれへの対応をそれぞれ各論的に述べています。

金融の自由化に関する部分は、58年5月に金融制度調査会から出された報告書「金融の自由化の現状と今後のあり方」に記載されている内容をベースにして記述されています。その調査会の報告書の内容については、銀行局長2年目のところで詳細に述べておきましたので、「現状と展望」の内容について特にここで述べることはしませんが、金融の自由化についての今後の展望と対応の記述について2～3コメントしておきたいと思います。

- (ロ) 預金金利の自由化については、CD発行条件の弾力化、MMCの創設、大口預金金利の自由化、最後に小口預金金利の自由化という手順が述べられていますが、大口預金については明瞭に「全面的な金利規制の撤廃」とされているのに対し、小口預金については「金利の自由化の検討」となっています。これは、小口預金金利の自由化については郵貯金利の決定方式についての郵政省との間での合意が容易にはできないのではないかとの判断から、その時点においてははっきりと自由化をうたうことができなかったためであります。また、小口預金金利についてはごく小口のものまで完全に自由化することができるかどうか疑問視する見方もあったためであります。

なお、「日米円・ドル委員会報告書」においては、大口預金金利の規制の撤廃を2～3年以内に図るよう努めると明記されていますが、小口預金金利については、「現状と展望」と同様具体的な記述がなされていません。

金融市場については、B A市場の創設については明記されていますが、インターバンク預金金利の自由化と短期の国債市場の育成についてはそれらを検討するという記述にとどめられています。それは、前者については日銀が、後者については大蔵省財政当局が、それぞれ消極的であった点を考慮したためであります。

金融機関の業務内容については、証券業務について公共債の窓販及びディーリング業務の充実、国際業務についてその一層の弾力化が記述されています。

そのうち、国際業務については、わが国の銀行及び証券会社が海外において業務展開をする際には国内の業界との関連にも留意するとの記述がなされていますが、これは、証券業界側が銀行の海外における証券業務の拡大に極めてセンシブルであった点への配慮からであります。

また、外銀等の対日進出については、内国民待遇の原則を堅持し国内制度問題に波及しない形で対処することとされています。そしていわゆる相互主義的な要求については、わが国の制度・慣行等のあり方の問題として、わが国独自の判断に基づいて対処することとされています。このような基本的考え方に沿って、外銀の信託参入問題の決着が図られたわけであります。

業界・制度問題については、時代の流れに沿って漸次改めていくこととされており、特に金融・証券の業界問題については、それぞれ固有の業務分野を尊重しつつ漸次相互乗り入れを図っていくこととされています。

(ハ) ところで、金利の自由化、業務の弾力化、銀行関係会社のあり方等に関する私の考え方については折にふれ述べてきましたが、制度問題についてはまだまとまった形で述べていませんので、ここでコメントしておきたいと思います。

① まず、銀行と証券の業界問題については、できるだけ相互に乗り入れを図っていくという考え方を基本に対処すべきであると思っていました。ただし、預金業務を扱う銀行が株式業務まで扱うことは問題であり、一方、株式業務を扱う証券会社が預金業務まで扱うことは好ましくない。それはお互いに本業中の核になる部分であり、金融・証券を含む信用秩序の維持という面から考えて、銀・証分離の方針を貫くことが好ましいという考え方があります。その意味では、都市銀行等が主張する完全なるユニバーサル・バンキング・システムではなく、究極のところグラス・スティーガル法を尊重するというところであります。

しかし、預金と株式を分離しておく限り、銀行には公共債業務だけでなく社債業務まで扱わせてもよく、証券会社には融資業務や為替業務まで扱わせてもよいし、漸次その方向でお互いに業務の相互乗入れを行って行くことが、経営の効率化にも資し、利用者利便にも資する所以であると考えられるのであります。

銀行又は証券会社本体においてそのような取扱いをすることについて抵抗があるとするれば、それぞれ子会社を作って行わせることも一案であり、この子会社の場合には、銀行子会社には株式業務まで証券子会社には預金業務まで扱わせることについて、一概にこれを排斥する必要はないのではないかという考えを持っていました。

このこととの関連で、このような子会社の設立も無理であるということであるならば、当面は、都市銀行の各行は系列の証券会社を持ち、又はそれを育成しようとしている実態があるので、その系列会社をより親密化させ、いわば子会社的なものにしていけば、子会社を作って証券業務を行うのと変わらなくなるのではないかと考えていました。

ただ、この点に関しては、都市銀行が証券会社を系列化し多くの人材を出向させていること等について、証券業界側からは証取法第65条の精神に反するのでこれを厳にさし控えさせるべきであるとの強い意見が出され、証券会社の系列化は、制度的に銀行の証券子会社を新しく認めるのとはかなり事情が異なるものと考えなければならないことも事実であります。従って、既存証券会社の系列化によって銀行が証券業務に進出するというのは、いわゆる銀行の証券業務への参入ということにはならないものと金融界では受けとめているのではないかと思われました。

なお、銀行の中でも長期信用銀行や信託銀行、その中でも特に長期信用銀行については、証券業務により近い業務を行っており、興銀などにおいては戦前からの長いノウハウの蓄積があるので、銀行の証券業務を考える場合、興銀などについては、証券業務への参入を弾力的に扱ってもよいのではないかとの考え方を持っており、具体的な案件処理にあたってもそのような方向で対処しました。

② 次に金融業界自体の中での垣根の問題であります。わが国においては、戦後の20年代に、いわばわが国独自の箱庭的な、あるいは幕の内弁当的な手造りの専門金融制度ができ上がり、長らくその枠組みの中で金融活動が行われてきました。そして、この制度が、戦後における少ない金融資産をこれらのパイプを通じて極めて効率的かつ円滑に必要部門に配分することを可能ならしめ、それが戦後のわが国経済

の復興、再建そして高度成長に極めて有効に機能してきました。しかし、金融の国際化、自由化の進展とともに、それが逆に手かせ足かせとなり、いろいろな問題をひきおこすようになってきたのであります。ところで、私としては、金融制度については2つの考え方があるのではないかと考えていました。

1つは、金融機関の種類をできるだけ少なくするとともに、その業務内容にもあまり差をつけず、1つの金融機関が同じような業務を幅広く行えるようにするのがベターであるとの考え方であります。2つ目の考え方は、行政当局としてはできるだけ多くの種類金融機関を用意しておいて、どのような金融機関の種類を選ぶかはそれぞれの経営者の判断に委ねればよいという考え方であります。

私としては、この2つの考え方はそれぞれそれなりに理屈のあるものであると思っていましたが、いろいろと個性的で特色のある経営が行われることが好ましいので、いろいろな種類の金融機関がある方がよいと考えていました。しかし一方で、行政当局が用意する制度的メニューとして細々と業務範囲を決めた種類のものを用意することは、結果として競争を阻害することになり適当ではないとも考えていました。そうなりますと、制度的にはいろいろなものを用意する一方、時の流れとともに制度間で業務の同質化が行われてくるとすれば、制度間の垣根は漸次低くしていき、それぞれが業務を幅広く行なえるようにしておくことも必要ではないかと考えていました。

そのような基本的考え方ではありましたが、具体的に制度問題についての行政を進める場合には、現実に存在している姿を十分見極め、それに配慮した対応が好ましいと考えていました。といいますのは、制度的枠組みの中で一旦できあがった経営体は、何千場合によっては何万という人員を抱えて経済活動の中で生き続けている一つの組織体であって、これを国家の権力の下にその姿を変えさせるというのは、いわば生身の魚をまな板にのせ生体解剖をするのに等しいとも考えられますので、そうそう簡単な話ではないからであります。

先にも述べましたように、わが国においては、戦後長らく専門金融制度の下で金融機関の活動なり金融行政が行われてきました。その結果、預金業務を中心とした商業銀行としての都市銀行は店舗を全国に200ないし300以上有しているのに対し、主に金融債によって資金を調達し、どちらかと言えば卸金融的な業務を展開してきた長期信用銀行の場合には、その店舗数は20ないし30、また、貸付信託や金銭信託

を主体とする信託銀行の場合には、その店舗数は50～60といった状況でありました。

このため、同質化を進めるのが好ましいということで、長期信用銀行に都銀と同じ預金業務を認めるといっても、今さら店舗数において都銀と同列に並ぶといったことは全くといっていいほど不可能でありますので、長短金融の垣根が低くなり、長期信用銀行に都銀と同じような経営状態になれといっても、とても無理な話なのであります。

この点で最も理想的な形で制度の改革が行われたのは、相互銀行制度でありました。相互銀行の場合には、資金の吸収手段としては相互掛金を主体とすること及び資金の運用としての融資が中小企業金融を中心に行われなければならないことといったところにその特色があったわけですが、時の流れとともに、資金調達の中に占める相互掛金の割合は極めて小さなものとなり、ほとんどが預金によって資金調達が行われるようになってきましたし、また、融資における中小企業金融比率もほとんど地方銀行と変わらないものとなってきており、資金の調達・運用両面において地銀と同質化してしまったという実態が存在していました。そのような実態の存在を前提としたうえで、相銀の地銀への転換が実現したわけであります。

従って、制度の改正にあたっては、業務の内容が変化するという実態が先に進んだ後でそれが行われれば円滑にいくのではないかと考えていました。

そういう意味では、長・短金融の実態は、短期金融機関の融資機関の中長期化、一方長期金融機関の融資機関の短期化によって、運用面における同質化が進んでいますので、その面では長短分離がかなり崩れてしまっているという現実の姿が存在していますが、資金吸収面においては、先に述べましたような店舗数の差などがあってまだまだその姿は異った実態となっていますので、長信銀を都銀に衣替えることは現状では非常に無理があると考えられるのであります。

そこで、長期信用銀行については、ホールセール業務を中心とし、国際業務や証券業務等にウェイトのかかったものに変えていければ最も望ましいという考えを持っていました。

次に信託分離についてですが、信託銀行の資金運用面においては、長期運用という特色がかなり薄れ、普通銀行との同質化が長信銀同様に進んできました。また、資金調達面においては、実績配当を旨とする貸付信託や金銭信託がほとんど確定利付きの5年ものないし2年ものの預金と同様の金融商品として扱われるようになって

てきていましたので、期間に関する点を除いては、普通銀行との同質化が長信銀よりはかなり進んでいたのとあります。ただ、店舗の数において、都銀との間では長信銀ほどではないにしてもかなりの格差がありますので、資金の運用・調達両面において都市銀行と同じような扱いをすることもそう簡単な話ではありませんでした。

ただ、資金の調達・運用業務以外の信託業務については、何も信託銀行だけにやらせておく理由に乏しく、利用者利便という見地からは、普通銀行にもこれをやらせていっこうに差しつかえないのではないかと、あるいは、それを前向きに考えるべきではないかという考えを持っていました。ただ、野村・モルガン合弁会社問題のところでも述べておきましたように、いきなり銀行本体に信託業務をやらせることについてはなお日時を要すると思われましたので、とりあえずは子会社方式により実現することが現実的ではないかと考えていました。

③ 制度改正については、今述べてきましたような考え方を持っていたので、直ちに調査会等の場で審議するのは時期尚早であり、行政上の取扱い等を通じて実態がさらに進行したうえで、制度改正論議に入る方がよいのではないかと、また、かりに審議してみても、結局はそれ程根本的な改正をすることは無理ではないかと考えていました。従って、「現状と展望」においてもそれほど突っ込んだ記述はしなかったのとあります。

しかし、行政的には、金融の自由化、国際化の進展と流れに沿った制度改正の方向を見定めつつ、そのような制度改正がスムーズに実現するような視点にたって、案件処理すべきであるという考えで対処しました。

5 野村・モルガン合弁会社設立問題

(1) 新会社設立構想の突発

(イ) 野村・モルガン合弁会社設立問題については、58年6月10日に松下次官から私に話があって以降、59年5月の「日米円・ドル委員会報告書」において結着をみるまでの経緯を、私の当時のメモからやや詳しく述べておきたいと思います。

と言いますのは、62年の7月から12月にかけて週間新潮誌上で、塩田潮氏による「日本迷走」と題する連載記事がルポルタージュ風に記述されております中で、この問題についてもかなり詳細に述べられていますので、その真実を述べておいた方

がよいと思うからであります。この連載記事は翌年「1千日の譲歩」と題した単行本となって出版されております。この塩田氏は、47年のニクソンショック当時の模様について「震が関を震撼させた日」と題する著書によって第5回講談社ノンフィクション賞を受けた人物であります。

なお、著者の塩田氏からは私も2回程取材を受けました。真面目な題材でありましたので、私としても差し支えない範囲で取材に応じましたが、記述内容は大筋としては著しく事実を逸脱した点はありませんでした。ただ、「」付きの発言内容は全く著者の推測による記述であり、小説ならともかく実名によるルポルタージュが、そのような記述をしていいのかどうか疑問に思ったところであります。

(D) 58年6月10日に松下次官から話を受けて後、直ちに銀行局としての意見を取りまとめ、6月13日に大臣に上げました。

6月13日の夜、大臣と野村証券村田会長が会談し、村田会長から合弁会社の設立についての要望があり、その際、業務内容としては投資顧問業務及び信託業務をやりたいこと、信託業務については企業からだけでなく個人からも信託を受けたいことなどの発言があったのに対し、大臣は「今直ちにと言われればノーと言わざるを得ない。いずれにしても勉強してみましよう。」と発言されたとのことでした。

翌6月14日、大臣室においてモルガンのプレストン会長と野村の村田会長が大臣と会談して同様の要請を行ったのに対し、大臣からは、勉強してみる旨回答されています。

(H) その後、この問題については、行天審議官のところに来た日経新聞記者から、現地ニューヨークからの情報としてキャッチしているような発言があり、7月5日の日経1面トップ記事として掲載されました。

この記事に関して、都銀、興銀などでは、時の流れであり自分たちとしても信託への進出を希望しているというような意見が一般的であり、一方、信託銀行側は、都銀の信託への進出が最も心配であり、強く反対したいとの意見が圧倒的でした。また、野村以外の証券会社からは、野村の外圧利用の勇み足であるとか、暴走であるとか、持ち出し方がまずいといった意見が聞かれました。

なお、[REDACTED]からは、野村が先週末、今週新聞に流す可能性を漏ら

していたこと、[REDACTED] 数年を要すると受け取っているが、野村が楽観論を流していることなどの情報が入りました。また、[REDACTED] からは、野村以外の証券会社から、提携して信託会社を作りたいとの要請があること、今回だけでも数か年以内に蒸し返されてくる可能性があることなどの情報がありました。

日経記事が出た7月5日夜、野村の田淵社長に対しては、「余り早くから奥の院を見せ過ぎたのではないか。金融界はびっくりしてしまう。」旨発言しておきました。

翌7月6日に、田淵社長が佐藤証券局長を訪ね、証券局に対し初めて話を持ち出しました。これを受けて、証券局からは当方に対し、野村証券としても当方の考え方は十分承知していると思われること、従ってこれ以上の具体的な申し出があるとは考えられないことなどの連絡がありました。

次いで7月17日に、田淵社長が私のところにやって来て、新会社設立構想について言及しました。これに対し私からは、考え方自体はよく理解できるが、手順を踏むことが必要であること、信託会社の設立は、過去30年間にわたる銀行行政の一大転換になるので大問題であり、そう簡単には結論が出せないことなどについて発言しました。

(二) その頃、別の話として、証券会社側から、海外において信託会社を作ることについての打診がしばしばありました。

これについては、私としては、海外でならこれを認めても差し支えないと考えていましたが、これを認めるためには、銀行が海外において証券会社を設立する場合のいわゆる3局合意の規制やツームストーンに係るいわゆる3局指導の規制などを撤廃させることが前提条件であると考えていました。

従って、証券会社による海外における信託会社の設立については、これを野放しに認めるのではなく、しかるべき条件をつけるべきなので、証券、国金両局に申し入れるとともに、この問題が一人歩きすることのないよう事務的にもよくチェックしていくよう指示しました。

ただ、このような海外における証券会社による信託会社の設立や野村・モルガン合弁会社設立構想に見られるような国内における信託会社の設立などについては、

時の流れから見て、これを認めざるを得なくなる時期が来るであろうことについて、信託業界の人達に注意を喚起したことがしばしばありました。

(2) 日米円・ドル委員会開始までの経緯

(イ) しばらく鳴りをひそめていたこの問題は、58年11月のレーガン訪日を控え、米国からわが国の金融市場の開放要求が強まり始めた10月頃から、再燃の気配が出てきました。

10月7日に、大場財務官からマクナマール財務副長官の発言として連絡がありました時には、まだ具体的に言及されてはいませんでした。10月13日に行われた日米投資専門家会合で話題となり、当方としては、わが国の金融制度上大きな変更をもたらすこのような要求に対しては、これを認める考えはない旨説明し、その場では一応納得されました。

そのような動きはありましたが、その頃までは、財務省とのやり取りにおいても、10月26日の金融自由化に関しての総理への説明に際しても、また、総理の市場開放に対するその時々指示の中においても、この問題への具体的な言及はなされていませんでした。

(ロ) ところが、10月27日に、野村・モルガン問題に対する総理の意向が伝えられてきました。その内容は、「野村の村田会長から総理にたびたび話があるようだ。ただし、この問題は銀行・証券戦争をあおりかねないのではないかとの認識から、総理も図りかねておられるようだ。しかし、今後何度も陳情されると、総理のスタンスから言って、認めてやれということになるのではないかと思う。富士銀行の松澤さんもOKしてもよいとの考えを持っていることが総理に伝わっているようだ。都銀の首脳達の意見は自分達もということで前向きのところの問題である。興長銀がこれに同調しており、信託銀行が孤立している。」というものでした。

このような意向を受けましたので大臣に報告しましたが、その際大臣との間では、この問題はいずれ実現させざるを得ないと思われるが、今すぐと野村も思っていないことを総理に理解してもらうことが先決であるということでコンセンサスを得、総理に中間報告するためのメモを作成し、総理秘書官に手渡しました。

11月7日に、秘書官から総理に対し説明を行った結果について連絡があり、総理

の意向としては、原則OK、ただし、信託業界の現状からみて何らかの経過措置を
考える必要があるというものでした。また、秘書官は、「総理の御意向は大蔵省に
伝えて検討させるが、これは影響するところも非常に大きいので、総理から外部に
そのように発言することは決してしないで頂きたい。日米会談ではこのような個別
案件が直接出ることはないと思うが。」と発言したのに対し、総理からは、「もち
ろんそんなことを言うつもりはない。もし仮に日米会談で出たら、大蔵省に検討さ
せるという。」との発言があったとのことでした。

そのような経緯の下に、11月9日から12日にかけてレーガン訪日がありましたが、
中曽根・レーガン会談、竹下・リーガン「共同新聞発表」等においても、この野村
・モルガン問題が具体的な議題となることはありませんでした。

レーガンの帰国後、11月16日の夜、中曽根総理と竹下大臣との間で金融の自由化、
円ドル問題等々について話合いが行われた際、大臣から、野村・モルガン問題はや
るにしてもそう急にはできない話なので、時間のかかる問題であることについて発
言されたのに対し、総理からは了解するとの発言があった旨連絡がありました。

その後、私は、先に述べましたように金融制度調査会の調査団に参加して海外出張に出かけた訳ですが、その際、ニューヨークにおいてもモルガン銀行を訪問した
時の模様なり対応なりは、3の(4)の(ロ)に述べたとおりであります。

私の海外出張の後、マクナマール財務副長官及びスプリンケル次官から大場財務
官に対し連絡があり、「宮本銀行局長との会談の際にはあえて話は出さなかったが、
野村・モルガン問題についてはよろしく頼む。」との意向が伝えられたことについ
ては、同じく3の(3)の(ロ)に述べたとおりであります。

(ハ) 年が明けて59年に入り、日米円・ドル委員会第1回会合に向けて米側関心事項に
対する検討を連日行っていたことについては、前述4の(1)に述べたとおりでありま
すが、その過程で、この外銀の信託参入問題に関しては、建前上慎重な姿勢を崩さ
ずに対応することとしていました。そして、2月1日に大臣室において総理説明の
方針を協議した際には、この件が金融制度の変革につながるものであることから、
金融自由化の今後の方向を十分見極め、金融機関の業務分野の見直し等の一環とし
て検討していく必要があるとの態度で臨むこととしました。

そのような基本的態度を2月3日中曽根総理にも説明しました。その際、総理に

はメモをお渡しして説明しました。これに対して総理は、「この問題は当方としては降伏だろう。よく知らんが、信託はひ弱だ。路地の奥にいて細々と安全第一に商売している感じだ。また、証券や銀行と違い、戦々恐々としてワナワナしている。過保護をこのまま続けていくのは疑問だ。乱戦になって初めてエネルギーが出てくる。摩擦熱が必要だ。競争ができないなら合併すればよい。7行が5行になればよい。刺激を与えて強化しなければいけない。それが又外国の要請にも合うことだ。」というような信託に対する過激な発言もされました。

(二) 総理説明を終えた後、2月7日に大臣室において野村・モルガン問題に対する対応を協議しました。その席上、一般的に財務省の立場は政治的圧力が割合に働く面が強いこと、日米の金融状況にはかなりの差があることや、わが国における金融制度の審議スケジュールの見通しがどうなるのかなどについて話し合いましたが、野村・モルガン問題への当面の対応としては、①外銀だけに信託への新規参入を認める案と、②邦銀、外銀の双方に投資顧問会社の設立を認め、それに「一任勘定」の業務を認めて企業年金業務を実質的に行わせる案の両案で対応していくことにしたらどうかということなどを話し合いました。

この問題に対する私の基本的スタンスは2つありました。

1つは、国内における制度的な視点であります。金融の自由化の進展に伴って、金融機関の業務範囲が拡大するとともに、金融機関相互の垣根が低くなっていくことは必然的な流れであり、それを積極的に認めていくことが利用者の利便につながるし、国際的にみてもその方向で対処すべきであると考えていました。そのような考え方から、信託業務を信託銀行のみに認めておくことはとても無理であり、また、適当なことではない。特に、信託業務のうち貸付信託や金銭信託業務については、長期金融的な役割を担っているので、長短金融分離の方針を今後どうするかの検討の一環として考えられるべき課題であるが、いわゆる信託固有の業務については、戦前においては数多くの信託会社が営んでいた業務であること、銀行の周辺業務としては最も銀行が営むのに適した業務であること等の理由で、これを銀行本体にやらせることについては時期尚早であるとしても、子会社を設立してこれを行わせることについては前向きに扱ってよいのではないかという考え方でありました。

2つ目の視点は、野村・モルガン構想に見られるような、外銀などの外資が信託

業務へ参入してくるものの取扱いの問題であります。この点については、私は全くの相互主義（レシプロシティ）の立場には立たず、内国民待遇を与えることで対処すべきであると考えていました。これは、わが国においてはわが国の行政のあり方で自主的に対応すればよいのであって、諸外国におけると全く同じような扱いをする必要はないが、少なくともわが国においては、日本人に対しても外国人に対しても同じ扱いをすべきであるという考え方であります。このような考え方から出てくる具体的な対応は、日本人に認めていることを外国人に全く認めないことは適当ではないが、日本人に課している制約なり条件なりは外国人にも課してしかるべきである。つまり、外銀による信託への新規参入はこれを認めざるを得ないが、その数をいくつにするか、どのような形態で認めるかなどといったことは、当方の裁量によってしかるべきであるという考え方であります。

(ホ) 2月に入り、金融自由化の展望についての銀行局案の作成作業が進んでいた点については、4の(1)(ハ)や(ハ)に述べたとおりであります。その過程で野村・モルガン問題についても何度か局内検討を行いました。特に2月16日には、これについての総括的な審議を行いました。その時は、依然として野村・モルガン構想についてはこれを認めず、将来における検討課題とされていたのでありますが、私としては、外資100パーセントの法人を認めることで決着させることが最も望ましいのではないかという考えをもつようになりました。

なお、その時点においては、もう1つの解決策として、外銀の在日支店に信託業務を認める案もありましたが、この案では都銀に信託業務を認めざるを得なくなる可能性が強いとの考えから、これは好ましくないと判断したのであります。

翌2月17日に、野村証券の田淵社長が来室し、日米円・ドル委員会を控え、この問題の早期決着につき申し入れがありました。この点に関し、その翌日、田淵社長から私あて親展文書により、58年6月に野村、モルガン両者により交わされた基本合意書が届けられました。

この問題について、信託業界としては反対意見を持ち、政界筋を始め各界に反対陳情を繰り返していました。しかし、我々としては全く手つかずでは済まないとの見通しを折りに触れて述べていましたので、信託業界としては次第に追い詰められた心理状態になってきたことも事実でありました。

信託業界とは、前々から月に1度、7社長と銀行局幹部との昼食会を行っていましたが、その場における雰囲気は次第に重苦しいものとなってきつつありました。しかし、私としては、米国に対してできるだけ抵抗はするが、最終的には何らかの形で認めざるを得ないことを機会あるごとに発言し、特に2月13日の会合においては、「わが国の都市銀行に信託業務を認めるならともかく、仮に外銀に認めたからといってこれに負けるようでは、戦後信託銀行の30年余りに及ぶ営業活動が何であったのかと言わざるを得なくなるし、極端な言い方をすれば、外銀に負けるような信託銀行であるならば、そのような信託銀行はそもそも存立の必要性がないと言わざるを得ないのではないか。今こそ、Z旗を掲げ戦うべきではないか。」旨発言し、できるだけその士気を鼓舞することに努めたことを記憶しております。

(3) 円・ドル委員会開始後の経緯

(1) そのような経過を経て、2月23日、24日の両日、第1回の日米・ドル委員会が開かれましたが、その時の私の発言要旨や双方のやり取り等については、4の(2)に述べたとおりであります。

第1回の円・ドル委員会が終了した直後、三菱信託銀行の志立副社長、新谷専務、住友信託銀行の西山常務が私を訪ねてきました。私からは、第1回の会合においては、わが国における信託の歴史から始まって信託分離政策の現状に至るまで詳しく説明しておいたこと、最終的な納めとして、信託業界としては、現時点で外資100パーセント法人を認めるか、外銀の在日支店に信託業務を認めるか、あるいはこの問題を金融制度調査会の審議に委ねることとするかいずれなのか業界の意見を聴かせてほしいことなどについて発言しました。

2月29日には、野村投資顧問の相田社長が来室し、野村・モルガン構想を実質的に取り仕切ってきた者として、その構想のいきさつを述べて帰りました。

第1回の日米円・ドル委員会終了後、第2回の会合に向けてどのような方針で臨むかについて、3月2日に次官室及び大臣室において審議しました。

引き続き3月6日に大臣と打合せを行い、この問題について、直ちに認めるわけにはいけないので、もう少し時間が欲しいという総理にお渡しするメモについて了承をとりました。その際、口頭で外銀だけに認めるというのも1案である程度の発言をすることでセットしました。

3月8日の総理への説明の概要については、4の(3)の(ロ)において述べているとおりです。

(ロ) 3月22～23日の両日に行われた日米円・ドル委員会の第2回会合の概要については、4の(4)に述べたとおりですが、外銀信託参入問題について米側から発言を求められたのに対して、私から、①その問題については前回詳しく話をしたので今回は特に繰り返さないこと、②年金運用を外銀に認めるとすると、銀行による信託業務への新たな参入となり、わが国金融制度の大転換になること、③金融自由化の進展とともに近い将来考えるべき問題であるが、今直ちに軽々に返事できないことなどについて答弁しました。

これに対して、ダラーラ次官補代理から、日本側の主張は第1回会合から何の進展もないので、何らかの解決策を提示してもらいたいこと、形態ではなく実体的にいかなる形でもよいから参入しうるようにしてほしいことなどについて発言がありました。

これに対して、私から、国内では信託会社の新規設立は全く認めていないこと、このような金融制度の根幹に関わる問題は、大臣の諮問機関である金融制度調査会の場で十分なる検討を重ねる必要があり、時間がかかることなどを発言しました。これに対して、ダラーラ次官補代理からは、調査会等での検討の必要性はわかっているが、日本側の発言には全く進展の兆しが見えないので、日本側の意図なり方向性なりの本音を知りたいことなどについて発言がありました。

会議終了後、行天審議官が相手側から得た情報では、「外銀の信託参入問題に関する発言には落胆した。大臣・リーガン会談では、全く門戸を閉ざしているということのないよう頼む。どうすれば米側は最低限満足かはもう少し時間をかけて検討したい。」ということでありました。

第2回会合の終了した3月23日夜の大臣・リーガン会談の様子は4の(5)に述べたとおりであります。その際、特に外銀の信託参入問題について具体的な発言があったわけではありませんが、外国証券会社の東京証券取引所への加入問題などを引くくめて強い調子の発言があったことについても既述のとおりであります。

(ハ) このような経過の下で、3月27日に大臣を院内政府委員室に訪ね、この問題につ

いて話し合いを行いました。大臣からは、「総理に会って話をした際、外銀にOKすると都銀の参入を防げなくなるが、それを認めるには金融制度調査会にかけ結論を得るまでに2年はかかると言ったら、1年半でどうかと言っておられた。いずれにしろ、私としては合併が手っ取り早い解決策ではないかとも思っている。」との発言がありましたので、私から次のような見解を述べました。すなわち①わが国の信託銀行は、現状においては収益力に乏しく、住友銀行1行の利益に信託銀行7行の利益が及ばないという現状から見て、当面、新しく信託銀行の設立を認めること、都銀に信託業務の兼営を認めること、都銀が信託銀行を合併することによって事実上都銀に信託業務の兼営を認めることは、いずれも困難であると思われること、②他業界からの信託業務への参入は、当面企業年金の運用のみに限って、外銀、都銀、証券会社の順に認めていくことが現実的だと思われること、③その際、外銀の場合には在日支店に、都銀の場合には新規に設立を認める都銀の信託子会社に、証券会社の場合には既存の証券系投資顧問会社に認めるということが考えられることなどでありました。

このことに関して、大場財務官が日米円・ドル委員会の第2回会合の報告を総理に行った際、総理から「竹下大臣は取りあえず外銀だけに認めることが適当であると言っていたが、自分は都銀にも参入を認め競争させたらいいのではないかと答えておいた。」旨発言があったとの連絡が私にありました。

(4) 外銀信託参入問題の決着

(イ) 私としては、第2回円・ドル委員会終了後、そろそろこの問題に決着をつけるべき段階に来ていると判断し、信託業界の実力者であった志立三菱信託社長及び桜井住友信託副社長と、3月29日に会合を持ちました。その会合には千野銀行課長も同席しました。

その席上、私は両者に対して、外銀の信託参入問題については手つかずには済まないで、本音のところを聞きたい旨発言したのに対し、先方からは、①外銀に認めるにしても、その場合は信託の全商品、全業務をやらせるべきであり、うまいところだけ摘み食いされるのは困ること、②このことは、外銀の現地法人の場合も外銀の在日支店の場合も同じであること、③いずれにしても金融制度調査会で審議してもらいたいことなどについて発言がありました。これに対して私から、調査会の

結論が出ればそれに従うと言うのであるならば、今行政的に結論を出してもいいのではないかといった趣旨の発言をしました。

そのような両者への根回しを行った後、3月30日に [REDACTED] を局長室に招き、信託業界として何か解決策を持ってきてほしい旨要請しました。

さらに4月2日に行天審議官と私の2人だけで同審議官の試案メモについて検討を行いました。主な内容は、①外銀の在日支店にのみ認める、②認める外銀支店は59年度内に10行程度とする、③業務範囲は限定しない、④このことは、日米円・ドル委員会の第3回会合においてスプリンケル次官だけに漏らし、最終セットは5月の報告書において行うというものでした。

そのような経過の中で、千野銀行課長に対して、4月3日に、この問題にどう具体的に対応するのか銀行課としての最終的な意見をまとめるよう指示しました。

(ロ) 信託業界からは、4月に入り、[REDACTED] が何度か私を訪ねてきて、外銀や外資系投資顧問会社との業務提携による解決策があるとの新しい話を持ち込んできました。これについては、外銀側がそれで了承し、リーガンがOKするならいいのではないかととも思いましたが、現実的な解決策にしては生ぬるい希望的な意見ではないかとも思いました。

4月11日には、日銀に澄田副総裁を訪ね、金融自由化の展望案などについて報告した際、外銀の信託参入問題については、外銀のみに限定づきで認めることでセッ
トしたい旨発言し、了承を得ました。

この段階に至っても、信託業界は引き続き反対の意向を表明していましたが、4月16～17日の両日、ワシントンにおいて行われた日米円・ドル委員会の第3回会合に出席した行天審議官がスプリンケル次官に対して内々に、外銀在日支店にのみ信託業務を認めるという案を出して先方の意向を打診しました。

そのやり取りの中で、米国側は当方の提案を高く評価しました。結局、この問題は、何らかの形で外銀の信託参入について報告書に記載すれば、具体的な取り扱いについては当方の意見でいくことで了解が得られるとの感触を持ったのであります。

(ハ) 4月下旬に入り、いよいよこの問題に最終決着をつけるべく、4月23日に、外銀

にのみ信託への参入を認めることとするが、検討すべき点も多いので、1年ぐらいを目処としてスロー・スタートとするということで次官の了解を取るとともに、[REDACTED] [REDACTED]を呼び、同じような結論を申し渡しました。

翌4月24日、院内の自民党役員室において、金融自由化の展望の発表時期等についての対米折衝の経過を大臣に報告した際、外銀の信託参入問題についても、次官室での結論で大臣の了承を得ました。

4月26日に、野村証券本社に田淵社長を訪ね、昨年来の野村・モルガン問題については、外銀のみ単独で信託参入を認めるということで決着したい旨発言し、了承を得ました。

次いで5月2日、信託社長会の席上、外銀の信託参入問題については、外銀の単独参入ということで業界として意見統一してもらいたい旨要請しました。

これに対して、5月9日に [REDACTED] が私を訪ねてきて、外銀の信託参入問題についての当局の意向については極めて遺憾であり、引き続き慎重な配慮を願いたい旨の公式的な意見表明がありました。この点については、信託銀行の部長クラス以下の事務方に引き続き強硬意見があり、このような意見表明があったわけですが、[REDACTED] による水面下の根回しは着々と進んでおり、業界として一応了承された旨を次官に報告したところであります。

このような当局の意向が伝えられるに従い、都銀や興銀からも信託業務への参入の希望が寄せられてきましたが、この点についてはとても認めることはできないということで対応しました。

(二) その時点においては、日米円・ドル委員会報告書の案文の詰めが行われていましたが、外銀の信託参入問題については、その参入形態をどのようにするかは報告書ではペンディングにしておくことでやむを得ないと考えていました。

5月11日の日米双方による報告書案作成のための非公式会合に臨むにあたって、5月9日に竹下大臣には、外銀の信託参入問題に関して、「外銀在日支店に認めるのか、外銀現法を設立して認めるのかについては、信託業界の意向もあるので、今後の検討課題としておくが、いずれにしろ、年内に結論を出して第1号の認可は来年中に行いたい」ということで了解をとりました。

ただ、この段階では、志立社長や桜井副社長なども、都銀の信託参入を防ぐには、外銀の現法設立によった方がベターであるとの考えにかたむいたのであります。

5月10～11日の日米非公式会合において、日米円・ドル委員会報告書の文案がセットされたことは先にも述べたとおりですが、外銀の信託参入問題についても決着をみて、大臣へもその旨報告しました。その際、大臣からは、外銀の信託参入問題についての総理への報告について、日米円・ドル委員会報告書の全体の報告の中で行うよう指示がありました。

そのような長い道のりをへて、5月12日に [REDACTED] に私から電話を入れ、この問題は最終決着をみたのであります。

なお、外銀の信託参入問題に関する日米円・ドル委員会報告書における記述は次のようになっています。『信託銀行業務において外国銀行に対する内国民待遇を確認するとの観点から、大蔵省は、資格ある外国銀行が、日本の信託銀行により行われているものと同範囲の信託銀行業務に参入することを認める新方針を明らかにした。その参入に当たって、日本の信託銀行との合併は可能であるが、信託銀行業務の免許を持たない会社との合併は認められない。なお、これは、信託銀行業務遂行のため、サービス及びアドバイスに係る業務提携を行うことを排除するものではない。外国銀行の参入の形態及び資格ある外国銀行の選別基準は、1984年末までに発表される具体的な構想の中で示されることになる。』

作業部会は、今回の措置が日本における信託銀行に関する行政方針の重要な進展であることで合意した。なお、具体的な構想を策定するに当たって、大蔵省は、日本における信託業の健全なる発展が確保されるよう十分留意する。外国銀行の信託業務への参入は、1985年中には実現するものと予想される。』

(ホ) 本件の具体的処理は、「日米円・ドル委員会報告書」の線に沿って、吉田銀行局長時代の60年6月に外銀9行の現地法人の設立を認め、60年10月から順次営業を開始して今日に至っております。

本件のこのような処理によって、この件は金融市場の門戸開放のシンボリックなことで受けとられるとともに、その後の数多くの自由化措置とも相まって、金融自由化に関する米国からの要求は、他の部門に比し著しく沈静化したのであります。また、信託業界が心配したような事態は全く起こらず、今日となっては、信託業界

からは当時の処置が極めて適切であったとの受けとめ方がされているのであります。

本件の処理にあたって私が痛感した点は次のとおりであります。

第1に、時の流れに沿った処理であれば、解決の過程においては種々の障害があっても、必ずやよい結果が得られるものであること

第2に、わが国においては本音と建前とがあって、建前は建前として尊重する必要があり、別途本音の議論を時間をかけあるいは非公式に行う、いわゆる根回しを必要とすること（考えてみれば、随分無駄なことだとは思うが。）

第3には、物事の解決には期限を切ることがいわば諦めの境地を誘い、何となく解決してしまうものであること、（これは赤ん坊が親を困らせようと泣きわめくに対して親の方が構わず放っておくと、諦めて自然に泣き止むケースが往々にして見かけられるのに似ている。）

第4に、わが国にとってそれが好ましい方向であるならば、いい意味において外圧を利用することも一策であると考えられること

等々であります。

6 金融制度調査会等の審議

(1) 金融国際化に関する審議

(イ) 金融制度調査会は、58年4月に「金融自由化の現状と今後のあり方」という報告書を取りまとめ、引き続き58年9月以降、金融の国際化の問題を取り上げることとして審議を始めたことについては、3の(1)において述べたとおりであります。

金融の国際化に関する審議については、58年7月26日の金融の機械化に関する報告書を取りまとめた第4回総会において、私から、9月以降の小委員会においては金融の国際化に審議を考えている旨発言し、具体的には、9月21日に金融の国際化に関する第1回の小委員会を開催しました。以後、15回にわたって開催され、小委員会委員12人、在日外銀代表者3人を含む18人の参考人から意見を聴取し、4回の自由討議を行った後、59年6月5日の第5回総会において、「金融の国際化の現状と今後の対応」という報告書を取りまとめました。

この報告書は、5月30日に出された「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」及び「日米円・ドル委員会作業部会報告書」とともに、国際化に関する

3部作として受けとめられ、私の銀行局長としての最後の仕事となりました。

同報告書は、第1部金融国際化の現状と展望、第2部金融国際化の課題と対応に分けて記述されております。

同報告書には要約版がありませんので、ここで第2部についてやや詳しく述べておきたいと思います。といいますのは、この報告書の記述については、金融自由化についての報告書のときと同様夜遅くまでかなりの時間をかけて私自身が手を入れたものであって、国際業務に関する当時の私の考え方がそこに凝縮されているためであります。

(ロ) まず、金融の国際化への対応については、基本的には、金融の自由化への対応と同様に、急速な国際化に伴う弊害を除きながら前向きに対応することとされております。そして、行政的には、従来からの内国民待遇の方針を堅持し、いわゆる相互主義的な要求に対しては、わが国の制度、慣行等のあり方の問題として、わが国独自の判断に基づいて対応する必要があること、また、諸外国との無用の摩擦を防止するためにも、わが国の制度、慣行などを諸外国に正しく認識させることが大切であり、その点からも、行政の方針が一層明確に外国金融機関等に伝わるよう努めていく必要があることなどが記述されております。

そして、金融市場における対応としては、オープンな短期金融市場の整備拡充、円建B A市場の創設等を提案するとともに、オフショア市場等新しい市場についても検討を行うべきこと、また、日銀が消極的であるインターバンク預金金利の自由化、大蔵省財政当局が消極的である短期国債市場の育成等についても検討すべきことが述べられています。

(ハ) 次に、金融機関の国際業務については、基本的な理念として、取扱商品や業務内容において、内外金融機関の競争条件をイコールフィッティングとし、自由な業務を展開できることが前提であること、しかし一方で、海外の市場におけるルール、慣行等を守る必要があるとともに、国際業務固有のリスクの存在を念頭においてサウンドバンキングの経営確保にも留意する必要があることなどが述べられています。

そして、国際業務への対応の姿勢としては、①前向きかつ積極的に取り組む必要があること、②自らの主体的な経営判断によって自己の経営方針を決定する必要があること、

あること、③国際業務を展開するための体制の整備、ノウハウの蓄積、審査機能のレベルアップ等を図る必要があること、④多様化する金融ニーズに積極的に応えるために幅広い業務展開をする必要があること、⑤国内における横並び意識を改め、自行が最も効率的に業務を行い得る分野に重点を置く方向で業務運営を行っていくことが重要になってくること、⑥進出先における法律、商習慣、金融秩序などをよく理解し、無用の混乱を引き起こさないようにすること、⑦採算を軽視した過当競争を行うようなことは止め、秩序ある適性競争に努めるべきであること、⑧競争と同時に国際協調の意義にも留意すべきことなどが指摘されています。

さらに、先にも述べましたように、国際業務には固有のリスクが内在していますので、それへの対応に万全を期するとともに、中南米諸国等における債務累積問題への対応としては、公的部門によるワールドワイド的な対応が必要であるが、金融機関としても債務国に対して安定的な資金供給をしていくことが求められている点についても触れられています。

(二) 最後に、金融業務に関する行政のあり方として、基本的には、経営の自主性を尊重し画一的な横並び的行政を極力避けることが必要だが、同時に、経営の健全性の確保に留意し、ガイドラインによる指導や財務諸表比率に関する規制についても新たな観点から見直しを行う必要があることが述べられています。

また、海外店舗や海外現地法人など海外拠点の設置に対する行政対応についても、一律的基準に基づく行政は見直す必要があること、一地域に本邦銀行が集中的に拠点進出することはわが国金融機関の国際競争力の強化にとってもマイナスであり、また、進出先の金融秩序を乱すことにもなりかねないので、本邦銀行が世界各地にバランスよく進出するようにすべきであること等についての記述もされています。

次に、金融機関の海外からの資金調達と海外への資金運用に関する行政対応については、健全性確保の観点から期間対応に関するガイドラインを設ける必要があることが述べられています。また、普通銀行による外債発行については、近い将来その時期が来るといった記述になっていますが、これは長短分離の国内金融制度の根幹に触れる問題なので、興長銀への配慮からこのような表現にとどめられたのであります。

さらに、海外業務の範囲については、行政としてもできるだけ規制を撤廃すると

されていますが、いわゆるツームストーン3局指導については、「銀行・証券の垣根論争に配慮し、ユーロ円債の規制緩和、外国業者への主幹事開放という新たな事態も念頭に置きながら、今後の情勢の変化に応じ、引き続き検討する必要があります。」という表現にとどめられています。

(ホ) 一般的に、審議会の報告書は、当然のことながら各委員の意見を聞きつつ、それぞれの業界の立場にも配慮しなければならない面もあり、また、政府内部においても各省・各局間の思惑もあり、さらに、学者やマスコミの論説のように理屈だけで割り切れず、現実的な対応をしなければならない面も多々ありますので、報告書の内容は、将来における基本的な方向は示しつつも、その時点において現実性のあるものととどまらざるを得ないのであります。

銀行局の行政としては、例えば、インターバンク預金金利の自由化、短期国債市場の育成、都銀外債の発行、いわゆるツームストーン3局指導の撤廃等については、より明確に表現したかったのでありますが、各般の配慮から曖昧な表現にとどめざるを得なかったのであります。

なお、私としては、金融機関の国際業務については、具体的な行政を進める際、金融の自由化・国際化が急進展するなかで、積極的に前向きな姿勢で臨むべきであると思い、その方向で対処してきましたが、リスクの多い業務であるため、サウンドバンキングの見地から、国際業務を行うには人材を育成し、ノウハウを蓄積し、リスクに直面してもそれをカバーするだけの蓄積を積むといったような体制を整えたうえで進出すべきものであると考えていました。従って、その業務を行うにふさわしい金融機関であれば、世界の金融市場においてグローバルな業務を展開し、国際的にも優れた金融機関に成長させるべきであると考えていましたが、猫もしゃくしも国際業務に進出することに対しては批判的でありました。

特に当時にあつては、都銀等の大銀行の場合には、一応国際的な拠点配置を終えてグローバルな業務展開をしようの体制が整いつつありましたが、地銀においては、いよいよこれから本格的に進出する時期にさしかかっており、相銀の一部や信金の連合組織である全信連等がぼちぼち海外事務所の設置に目を向け始めていました。ただ、横並び意識の強い金融業界において、全地銀、ゆくゆくは全相銀までがロンドンやニューヨークに支店を出すようなことになれば、現地受入れ先に与える影響

も大きく、わが国経済金融にとっても無駄な投資ではないかとも考えていましたので、いわばお祭騒ぎ的なあるいは洪水的な進出がおこなわれないうブレーキをかけ気味の行政を行いました。

(2) 消費者信用に関する報告

- (イ) 銀行局長 3 年目においては、金融制度調査会では金融の国際化を取り上げることとしましたが、銀行局長の私的諮問機関としての金融問題研究会においては、個人金融ないしは消費者信用の問題を、また、同じく私的諮問機関である金融機械化懇談会においては、金融機械化に伴う安全対策について審議をお願いすることを決め、58 年 8 月 1 日にそのような方針について松下次官及び竹下大臣の了承を取りました。

消費者信用問題については、銀行局長 2 年目の記述の 5 の(4)の(イ)において述べたとおり、貸金業法が国会審議を中心に紆余曲折を経たうえで 58 年 11 月から施行された後、その好影響が各方面に表れ始めました。しかし、市場規模の急速な拡大、多種多様な信用供与機関の市場参入等により、消費者信用の健全な発展及び消費者保護の観点から解決されなければならない数多くの問題がなお存在していましたので、それに対する処方箋を描くべく審議をお願いしたわけであります。

金融問題研究会における消費者信用のあり方についての検討は、貝塚東大教授を座長として、58 年 9 月 30 日に第 1 回の審議を開始して以降 9 回にわたって会合を開き、59 年 3 月 27 日に、「わが国における消費者金融のあり方」という報告書を取りまとめました。この報告書は、59 年 6 月 5 日の金融制度調査会第 5 回総会においても披露したところであります。

- (ロ) その報告書は、第 1 部国民経済と消費者信用、第 2 部消費者信用の現状と問題点、第 3 部今後における消費者信用のあり方の 3 部に分かれております。

その報告書は、今後の消費者金融のあり方の基本的な考え方として、①消費者金融の機能と意義を高く評価し、これを健全に発展させていくことが国民経済的課題であること、②消費者金融の健全な発展のためには自由公正な競争が確保される必要があること、③消費者金融取引においては不利な立場に置かれやすい消費者を保護する必要があること、消費者金融に携わる業界自身がこれに取り組むとともに、行政当局による有効な措置が講ぜられる必要があること、④消費者金融に関する対策は

市場全体を対象とするとともに、政策手段の選択は総合的、複合的になされるべきであること等が記述されています。そして、それを受けて、消費者金融業界の対応や消費者信用に関する行政のあり方が記述されています。

ここで行政のあり方に関して付言しておきたいのは、銀行系クレジットカード等に対し分割返済機能の付与を認めるかどうか検討すべき時期に来ているとの指摘についてであります。銀行局としては、かねてから利用者利便の見地から当然これを認めるべきであると考えていましたが、中小割賦販売業者の根強い抵抗があり、これに一部代議士や通産省が肩入れしてきたためなかなか実現せず、今日（平成2年3月時点）に至るもなお未解決であるのは私としては誠に残念であると思っております。

さらに、消費者信用に関する立法面での対応として、①消費者信用に関する金利規制に関し、出資法に定める刑罰金利については、貸金業規制法によって年率40.004パーセントに早期に引き下げる必要があるが、行政的にはそれ以下の金利に引き下げるよう努力すべきであること、②一方、消費者信用の一層の円滑化を図るためには、利息制限法による金利規制の上限を高める必要があること、③一定以上の要件を備えた貸金業者については、社債の発行を認めることを検討すべきであること、④消費者信用分野は各種の法律によって問題ごとに部分的な規制が行われており、しかもそれらの規制内容は整合性に欠けているので、消費者信用に関する総合立法の制定を早急に検討すべきであること等の提言がなされていますが、いずれも今日（平成2年3月時点）に至るまで未だ実現していません。

(3) 金融機械化システムの安全対策に関する報告

(イ) 金融機械化の問題については、金融制度調査会の金融機械化に関する小委員会の報告が、58年5月31日になされ、その後は銀行局長の私的諮問機関として、金融機械化懇談会を設置して具体的な問題を研究していくこととされた点については、銀行局長2年目の記述の3の(5)の(ロ)に述べたとおりであります。

金融機械化懇談会は、田辺博通氏を座長として58年9月13日に第1回の会合を開き、金融機械化システムの安全対策について審議を行うこととし、以降7回にわたり意見交換を行った末、59年3月30日にその報告書を取りまとめ、同年6月5日の金融制度調査総会において私から報告しました。

(ロ) その報告書では、50年代以降のコンピュータネットワークシステムのめざましい発展により、わが国は新たな高度情報社会の始まりを向かえつつあるが、①特に金融面においては、このコンピュータネットワークシステムに障害が生じた場合の影響が極めて深刻であり広域化すること、②このシステムが犯罪にさらされる脅威が増大、大規模化すること、③このシステムを通ずる情報の漏洩や不正利用等によって個人のプライバシーや企業・国家の機密侵害の危険性が増加することなど、高度情報社会の持つ脆弱性が拡大しつつあるため、このシステムの安全対策が特に金融面において重要なことが指摘されています。

そして、安全対策を具体的に進めるにあたっては、コンピュータネットワークシステムにおける事故及び犯罪についてのデータの収集が基本であるが、これらデータの収集のためには、ある程度公的性格を持った中立的機関ないし組織の創設が検討されてしかるべきであるとの提案がなされています。付言しますと、この提案に基づいて現在の「金融情報システムセンター」が設立されたのであります。

なお、今後の検討課題として、プライバシーの保護、安全性確保の責任分界点、ネットワークの国際化、保険による事後的救済、危機管理対策等を指摘しています。

7 自由化行政の推進

(1) 第4次自由化・弾力化措置

銀行局長在任2年間に於いて推進してきた金融自由化行政については、3年目においてもこれを着実に進めました。そして、58年4月に発表した第3次措置に引き続き、その後の1年間に於いて講じてきた措置及び新たに実施することとした措置を、59年5月に第4次自由化措置として発表しました。この第4次措置も過去における措置と同様大きく分けて、店舗関係、業務関係、取扱商品関係等に分類されていますが、以下において、当時そのような措置をとったことの趣旨について、既に記述した点とダブらない範囲で概述しておきたいと思ひます。

(2) 店舗行政の弾力化

店舗行政については、銀行局長2年目の記述において基本的スタンスを述べておきましたが、59年度は店舗通達の中間年度に当たっていましたので、従来の路線を引き

続き踏襲するとともに、一部見直しを行いました。

基本的には、一層の規制緩和を図るとともに、金融機関の機械化の進展に鑑み、それへの対応を主眼としました。

規制の緩和については、まず、58年度において結論を留保することとした法人代理店を新たに認めるとともに、代理店一般について設置枠を拡大しました。法人代理店については、個人代理店主が死亡した時の後継者選任を円滑に行い、代理店営業の継続性を確保する観点から認めることとしたものであります。

また、店舗外現金自動設備（CD・ATM）について設置枠を拡大するとともに、内示制をやめて随時処理することとしました。これは、店舗外CD・ATMは原則としてビル等の一角にテナント設置する無人の設備であり、設置先の了解が必要なことから、金融機関の自主性に任せても特に過当競争の恐れも余りなく、かつ、競願のケースも少ないと見込まれるので、個別の申請の都度、随時処理することとしたものであります。

さらに、ポータブル端末機について、取扱業務の制限を緩和するとともに、設置枠を拡大しました。取扱業務の制限緩和は、例えば、従来は同一店内の同一名義人間の資金移動取引に限っていましたが、新たに同一行内の取引に範囲を拡大しました。

ところで、金融機関の店舗設置については、いわゆるノンバンクによる金融業への進出が進む中で、信用秩序の維持を狙いとして厳しい規制をしておく、ノンバンクの店舗進出に遅れをとり、競争条件を不利にする恐れがあるばかりでなく、利用者側の利便の見地からいっても好ましくないと判断されたために、店舗に関する規制は、急激な変化は別として、できるだけ緩和の方向で対処していくようにしたわけであり

ます。次に、金融機関及び企業等において急激に進展する機械化への対応についても、これに遅れをとることになっては、企業や個人への金融サービスに欠けることになるので、安全性に留意しつつ、できるだけ前向きに対応することとし、金融機関のコンピュータと顧客の端末機等とを通信回線で接続したオンライン処理を認めることとしました。その第1は企業のCD機を利用した企業と従業員の間の資金の取引、第2はPOSシステムを利用した販売者と購買者の間の資金移動取引、第3は顧客のプッシュホンを利用した資金移動取引であります。

ただし、これらについては初めてのことであるので、試行的に認めることとし、

取引内容や取引先数についてある程度の制限を加えることとしました。

(3) 証券業務の進展

58年4月に長期国債の窓口販売を認めて以降、58年5月に出されたいわゆる「三人委員会」の大臣への報告に基づき、同年10月には中期国債及び割引国債の窓口販売を認め、59年6月にはいわゆる国債等のディーリングを認めることとし、金融機関の証券業務は急ピッチで進展しました。

このうち、国債等のディーリングについては、かなりのリスクを伴う業務であることに鑑み、個々の金融機関の規模、収益力、当該業務の遂行能力、危険負担に耐える能力、国債取引の実績等を総合的に勘案することとし、最初の認可にあたっては、都銀、長信銀、信託のすべてと地銀10行及び農林中金としたほか、業務の範囲等について制限を加えることとしました。

この国債等のディーリングについては、国債の窓販以上に画期的なことでしたので、59年5月31日に対象金融機関の頭取等と呼び、私から認可書を交付しました。

(4) 国際業務の進展

本邦銀行の対外進出は引き続き進展し、59年3月末で、海外支店数168、現地法人数45、駐在員事務所数281に達しました。また、邦銀による米国の銀行や金融会社の買収も引き続き行われましたが、具体的事例については「8 個別案件の処理」のところで記述することにします。

この時点において、都銀、長信銀、信託の各行のうち、海外拠点（支店及び現地法人）を持たない銀行は、日本信託銀行のみとなりました。また、地方銀行の海外進出も進展し、59年3月末時点で海外拠点を有する地銀は、横浜銀行及び北陸銀行の2行となりました。

59年度の海外店舗については、都銀、長信銀及び信託については支店の数を自由とし、地銀については駐在員事務所を原則自由とすることとしました。

海外における本邦銀行の証券業務については、銀行による証券現法の設立にかかるいわゆる「三局合意」を漸次撤廃していく方向で引き続き弾力的に扱い、58年度中に更に3件の設立を認めました。

しかし、本邦銀行の証券現法による本邦企業の外債引受業務に係るいわゆる「三局

指導」の扱いについては、引き続き何らの進展も見られませんでした。

なお、59年度税制改正により海外投資等損失準備金制度を拡充し、いわゆるソブリンものの海外債券のうち今後の貸増分及び新規リスクジュール分の合計額を新たにその対象に加え、その合計額の1パーセントを損金算入して積み立てることができるようになりました。この措置は、本邦銀行にとって経営の健全性の維持及び国際的信用力の保持等の面で意義深いものでありました。

(5) 付随業務・周辺業務の拡大

(イ) クレジットカード業務については、旧銀行法の下においては、銀行の周辺業務として位置づけられ、関係会社を設立して行われていました。しかし、新銀行法においては、銀行本体による付随業務として位置づけられ、銀行本体が行う業務として、地銀バンクカードが58年10月に、また、相銀ワイドカードが同年12月にそれぞれスタートしました。

また、銀行の関係会社であるクレジットカード会社のキャッシングサービスについては、従来の金融機関店頭でのブック方式による取扱いに加え、59年4月から金融機関のCD、ATMによる取扱いを認めました。これについては、当初は地銀業界の強い反対がありました。

なお、58年度中に銀行関連会社のクレジットカード会社は22社設立されました。

(ロ) 次に、金融機関による消費者金融については、それが小口金融であること等からおのずから限界があるため、それを補完する見地から、貸金業者に卸売的に融資を行ってきましたが、58年11月からは、金融機関が貸金業を営む関連会社を設立することを認め、消費者金融の一層の円滑化を図ることとしました。

また、57年頃から抵当証券取引が急速に拡大してきた状況を考慮し、58年8月から金融機関の関連会社として抵当証券会社を設立することを認めました。それまでに抵当証券会社は3社が存在していましたが、58年8月以降はこれを銀行の関連会社として設立することを認めたものであります。その結果、58年度中に8社が設立されました。

この抵当証券会社に対する監督は、貸金業法及び関連会社通達によって行われていましたので、抵当証券業法の制定を促す声も一部にはありました。しかし、業法

の制定については「機熟さず」ということで沙汰止みになった経緯があります。

なお、抵当証券業務は、銀行法上の付随業務である金銭債権の取得又は譲渡として位置づけられており、また、証券取引法上も証券会社の兼業業務とされ、海外C・D・C・Pのように銀行・証券相乗りでその業務を行うことが可能であるとされました。

(ハ) ところで、関連会社の問題として、かねてから都銀筋に投資信託会社を設立させてほしいとの要望がありましたが、このことは銀行・証券の制度問題に関するものであり、そう簡単に実現する話ではありませんでした。しかし、私としては、信託業務は銀行が行うのに極めてふさわしい業務であると考えていましたので、銀行が証券業務に参入するには投資信託会社の設立から入っていければ望ましいという考え方を持っていました。

さらに、関連会社の問題としては、投資顧問会社の設立の話がありました。投資顧問会社は証券会社系のもの等がかなり設立されていましたが、金融界においてはそれほど関心を示していませんでした。しかし、私としては、野村・モルガン合弁会社設立構想との関係もあって、年金信託業務の取扱いについては、投資顧問会社を設立しそれに一任勘定を認めることによって銀行の参入を認めるという考えが出てくる可能性があると思っていましたので、富士銀行の村田常務や会田副頭取に投資顧問会社の設立を慫慂したことがありました。

(ニ) 関連会社についてはもう1つ付言しておきたいと思います。それは銀行による100パーセント出資の関連会社についてであります。関連会社に関する取扱いは、私が銀行課長当時に出した通達内容を徐々に緩和する方向で行政を進めてきたことについては既に述べたとおりであります。三菱銀行の抵当証券会社、住友銀行のクレジットカード会社、住友信託銀行の信用保証会社等の取扱いにからんで、各行との間で100パーセント子会社を弾力的に扱うべきではないかというようなことが問題となりました。

銀行の株式保有については、一般的には独禁法によって5パーセントと決められており、銀行の100パーセント子会社は公取の扱いによって銀行の内部業務の一部を分担するような会社にししか認められていませんでした。私としては、これは不都合であり、場合によっては、銀行の付随業務ないしは周辺業務を行う子会社につい

ても100パーセント子会社を認めるべきではないかと考えていましたので、そのような考えを非公式に公取に打診させてみたことがありました。

この点については、橋口公取委員長などは、わが国においても銀行持株会社を認めるべきであるとの意向を持っておられましたし、また、未だ公取の大方の意見とはなっていませんでしたが一部には、持株会社は絶対に認めるべきではないが、銀行の100パーセント子会社についてはもう少し銀行行政上の判断を取り入れて弾力的に扱ってもよいのではないかと意見がありました。しかし、この話は正式なものとして取り上げられるまでには至りませんでした。

(6) 業務提携の進捗

(イ) 金融機関同士や金融機関とそれを取り巻く周辺の企業との間で業務提携が進むことは、経営基盤の強化にもつながり、また、利用者側の利便にも資するという観点から、私としては前向きに推進するよう努めてきたことについては前にも述べたとおりであります。

金融機関の経営のあり方としては、デパート的な経営があってもよいし、いわゆるブティック的な専門店的な経営があってもよいと考えていましたが、特に専門的な経営においては、自らの得意とする分野を伸ばしつつ、その他の分野については、それを得意とする金融機関との業務提携によって利用者にいろいろな金融サービスを提供するようにすれば、当該金融機関経営にとって効率的であり、同時に利用者のニーズにも応えられるメリットがある点を評価していました。ですから、何もあらゆる金融業務を取り込むようなデパート的な経営でなくても、あるいは合併によって規模を拡大するような施策をとらなくても、地域に密着し得意の分野を活かしつつ、業務提携によっていろいろなサービスを提供するような経営をすれば、それも又1つの生き方であると考えていました。

特に、そのような業務提携は、機械化の進展によって従来よりははるかに容易になり、また、効率的に実現できるようになってきていました。

(ロ) 業務提携の具体例としては、オンライン提携の進展があげられます。従来2グループに分かれていた都銀のCD・ATMのオンライン提携が59年1月から一本化し、新たにBANCSが発足しました。

この結果、都銀、地銀等の業態ごとのオンライン提携が一応完了し、その後は業態を越えた提携に発展することが期待されたのであります。例えば、具体的には、59年2月には、私からの働きかけを受けて、相銀業界から都銀業界へオンライン提携の申し入れが行われた経緯があります。この相銀・都銀のオンライン提携については、既に2年前に1度非公式の申し入れが行われ、それが明るみに出た段階で地銀からの猛反発に会い沙汰止みになった経緯があったものであります。

しかし、そのような提携はその後かなりの年月を要し、ようやく今日（平成2年2月）、都銀と地銀のオンライン提携が実施されたのを初め、各業態間の提携が逐次実現する段階になってきたようであります。従って、この提携は、当時私が期待し、かつ、予測したよりもはるかに遅れて実現した感が否めません。

また、信用組合、労働金庫及び農業協同組合の全国銀行データ通信システムへの加入も59年8月から実現することになりました。

次に、58年11月には、三菱信託銀行と安田信託銀行との間で次期総合オンラインシステム（勘定系システム）を共同開発することで合意が成立しました。この基本システムの共同開発により、両行が相互に知識、技術、人材等を提供しあうことによって優れたシステム作りを可能にするとともに、大幅な開発コストの節減が図られるものと考えられました。そして、両行はこの基本システムの上にそれぞれ独自の機能を加えることにより、それぞれの個性を活かしたサービス提供を行うことができるわけであります。

(ハ) さらに、金融機関と証券会社との業務提携も進展しはじめました。企業等から金融機関への大量の口座振込等の依頼については、従来MT（磁気テープ）を自動車等で金融機関へ搬送していましたが、58年の第3次自由化・弾力化措置により、DDX回線等によるオンライン搬送を認めた結果、58年夏頃から金融機関と証券会社との業務提携が進展し、証券会社の顧客の有価証券売却代金等をDDX回線を用いて証券会社から当該顧客の取引金融機関の口座へ振り込み処理する取引が活発化しました。

なお、証券会社からは郵貯との提携の話もあり、結果としては認められるまでには至りませんでした。私としては、金融界に対して、郵貯と提携するぐらいのことを考えたかどうかというようなことを話したことがありました。

(7) 取引商品の拡大・多様化

(イ) 金融機関の取り扱う商品についても、CDの条件を緩和したり、引続き、CD以外でも金利の自由な商品を認めるようにしました。

まず、CDの発行条件について、59年1月から、最低発行単位を5億円から3億円に引き下げ、59年4月から、発行限度を国内金融機関の場合自己資本の75パーセントから100パーセント（ただし、各四半期ごとに5パーセントずつ増加させる）に、外国銀行の場合円建て資金の30パーセントから50パーセントに、それぞれ引き上げました。この措置は、58年4月の金融制度調査会小委員会報告で示された基本的考え方に従って、金利自由化への漸進的対応の一環としてとったものですが、58年11月の日米蔵相による共同新聞発表にも盛り込まれたものであることは先に述べたとおりであります。

次に、かねがね [REDACTED] から打診をうけていたMMCについては、これできるだけ早く認めたいとの意向で、59年に入ってから、都銀等に対して内々の意向として、相銀に対して他よりも6か月先発させる案でどうかという打診を始めていました。しかし、MMCがスタートしたのは60年の3月になってからでありました。

さらに、外国で発行された実質円建てのCD及びCPについては、先に述べましたとおり、58年5月のいわゆる「三人委員会」の報告で認めないことで結着しましたが、その際、遅くとも59年3月を目途に何らかの結論を出すこととされておりました。それを受けて、銀行局としては、58年末以降、証券局等関係者と折衝を重ねましたが、59年4月から一定の条件を付してこれらの国内販売を認めることとしました。

付言しておきますと、金利自由化の進展については、中小金融機関や農林系統金融機関からの強い抵抗がありました。特に農林系統金融機関に危機感が強く、農林中金の森本理事長がしばしば私を訪ねてこられ慎重な対処を要請されていましたが、59年3月には、農水省の佐野経済局長を通して、森本理事長の意向としてMMCを初め金利自由化のテンポが早すぎるとの陳情がありました。しかし、私からは「よく考えて対処するが、少し踏み込んだこともやらざるをえないので理解してほしい。」旨回答しました。

また、金利の自由化、特に小口預金金利の自由化を実現していくためには、郵便貯金金利の取扱いが決め手になると思っていましたが、これは大蔵省、郵政省及び日銀の三者によって解決していかざるをえない課題であると考えていましたので、59年2月の第1回日米円・ドル委員会を前にして、私が音頭をとって、郵政省の沢田貯金局長と日銀の青木総務局長の三者で夕食をともにしながら、今後の緊密な連絡を話し合ったところであります。しかし、この話合いは、私の銀行局長在任中はこの1回限りで終わっております。

(ロ) 金利自由商品以外にも、いろいろな組合せ商品が出てきました。

58年4月に国債の窓口販売がスタートした以後、国債とその他の金融商品とを組み合わせた商品が続々と登場するようになりました。すなわち、58年8月からは国債と期日指定定期、58年9月からは国債と割引金融債及び国債と金銭信託を組み合わせた商品が発売されました。また、58年12月には国債と定期預金を組み合わせこれを分割払いする年金型預金が発売されました。

このような国債との組合せ商品について一言付言しておきますと、最初の国債と期日指定定期の組合せ商品については、最初三菱銀行が持ち込んできたものでありますが、証券局や金融界への根回し不足もあって問題化し、当初の8月1日実施予定を8月15日（三菱銀行以外は9月1日）に延期せざるをえなくなったという事情がありました。

(ハ) さらに58年秋には、京都信用金庫と大和証券の業務提携商品、すなわち信金の普通預金と証券の中期国債ファンドを結びつけて相互にその振替が行われる商品の構想が明るみに出ました。

この構想は、当時の京都信金の榊田理事長の名前をとって一般に「榊田構想」と呼ばれていました。これについては、都銀（特に三菱、三井）をはじめ金融界の反対が強く、なかなか認めるには至りませんでした。銀行局としては前向きに対応することとし、種々根回しなり、折衝なりを行った結果、59年4月から一定の条件の下にこれを認めることとなりました。

なお、都銀の反対理由は、証券の中国ファンドに決済機能を付与することになる可能性があり、米国のCMAになりかねず、これを認めると自由化が急に加速され

る恐れがあるというものでした。これに対して、私としては、「少なくとも金融のノウハウに係る新しい業務や商品は、前向きかつ前広に扱っていくのが得策だと思う。儲けにならないと思ったらやらなくてもよい。証券と銀行が手を握り、郵貯と戦ったらどうか。」といった発言をし、金融界がこれを受け入れるような雰囲気づくりをしました。

これに似た話として、バンク・オブ・アメリカと山一証券との提携商品の構想もありましたが、これは真に米国のCMAに相当する商品であり、その段階では認めませんでした。

さらに、58年10月からは、普通預金残高が一定額を越えた場合、自動的に定期預金に振り替えるいわゆる「スウィングサービス」が開始されました。また、同じ時期に、企業の従業員の給与等を普通預金に振り込み、この残高が一定額を越えた場合には、自動的に定期預金に振り替えるサービスが開始されました。

なお、58年12月からは金の延べ取引により収益を確定する金投資口座の取り扱いも開始されました。

(二) 金利規制商品については、都銀からは3年定期の創設についてかなり長期間にわたって要望が出されており、局長3年目においても都銀懇話会における重点要望事項として再三陳情を受けました。これは資金の調達・運用のミスマッチ是正を理由に長期金融への進出を目論んだものでありますが、長短金融分離の問題にかかわるものであり、かつ、郵貯との関係もあってなかなか認めるわけにはいきませんでした。この3年定期については、日銀も消極的態度をとっていました。

なお、ここで付言しておきますと、国債管理政策の一環として、理財局において短期国債の発行構想が持ち上がっていましたが、これについては、全銀協会長行である三菱銀行の[]が理財局に対し強い反対の意向を示したため、理財局としては苦慮し当局に話がありました。銀行局としては、「預金金利自由化の進み具合をみながら、発行枠を設定するなど条件付きで認めていくのがいいのではないか。こちらとしても金融界を説得するようにしたい。」旨回答しました。

ここで思い起こしますのは、それより8年前の割引国債発行問題の時にちょうど三菱銀行が全銀協会長銀行であり、当時の中村頭取が強く反対してこれがこじれたという経緯がありますので、理財局としては、また同じような状況になるのではな

いかということに危惧したのだと思います。さらに、三菱銀行といえ、4年前の会長銀行の時にちょうど銀行法の改正問題があり、銀行局との間で大変な軋轢を生んだ経緯があるため、やや因縁めいた感を深くしたのであります。

なお、短期国債については、私が理財局長時代に、国債整理基金特別会計法の改正によって実現することになりました。

8 個別案件の処理

(1) 個別金融機関の案件

(イ) 銀行局長3年目の1年間における個別案件については、さほど大きなものはありませんでした。ここでは少し興味のあるもののみを記述しておきます。

59年1月に愛媛県の東邦相互銀行について、その実質オーナーである出島ドックの坪内社長からの依頼として、どこか合併先はないかとの打診がありました。同行は来島ドックの完全な支配下にあり、経費の切り詰め等に顕著な特徴がありましたが、経営内容の先行きに懸念がありましたので、なかなか合併先が見つかりませんでした。

また、第一相互銀行の人事についてゴタゴタがあり、当時社長であった青山保光氏を追放する動きが出て、その收拾に手間どりました。

大阪の実業信用組合の件については、銀行局長2年目のところで述べておきましたとおり、59年の12月にホウトク信用組合に救済合併させることで解決しましたが、その間59年春頃、自民党の某有力政治家等が介入してくるなどしてゴタつきました。しかし、岸大阪府知事等関係者との連携によって收拾しました。

金融機関の再編問題については余り動きはなく、[]が[]、[]、あるいは[]等を合併して普銀に転換する話も出ましたが、いずれも実現の運びには至りませんでした。

また、[]が、1～2年来、[]、[]等を合併して普銀に転換したいという話もありましたが、これも実現しませんでした。

(ロ) 海外における個別案件としては、59年8月に三菱銀行によるバンク・オブ・カリフォルニア（以下「バンカル」という。）の買収案件についてのみふれておきたい

と思います。

従来、本邦銀行の海外現地法人による米国金融機関の買収のケースはまあまりましたが、今回のケースは邦銀が外銀を買収するという初めてのケースでありました。ただし、直接バンカルの株式を取得するのではなく、バンカルの持株会社の株式を取得するという方法によるものでした。このため、このケースが銀行法第9条第1項の許可を受ける必要があるのかどうかという点が問題になりました。この点については、形式的に言えば、金融機関の持株会社は銀行業を営む会社ではないため、許可の必要があるかないかについて問題となったのであります。しかし、このケースは、形式的にはともかく実質的にみれば外国銀行の株式の取得とみなされるので、第9条第1項の許可が必要であると解して対処することとしました。

なお、買収額は[]に達しました。この点については、当初58年8月16日に[]が報告に来ました時には[]ということでしたが、8月23日に[]が最終報告に来ました時に、「[]までは覚悟していたが、[]にせざるをえなかったことはやや残念であった。」旨の報告がありました。

買収の時期は、連邦準備制度理事会の許可をとったうえで59年の年央が予定されていきました。当方としては、できるだけ早く許可がおりることを希望していましたが、なかなかもらえずやきもきした経緯がありました。このことについては、米国側からは三菱銀行の自己資本比率などを問題にしているとの理由が述べられていましたが、我々としては、本当のところ日米金融交渉の進み具合とからんでいたのではないかとみた時期もありました。ただ、結果としては、日米円・ドル委員会報告書が出された59年5月には許可がおり、買収が実現しましたので、当初の予定どおりに進んだことになりました。

(2) その他

(イ) 企業の救済については、三光汽船に関して、大和銀行が音頭をとりつつ、日本長期信用銀行及び東海銀行のメイン3行がニューマネーを分担することで、59年6月に再建策が具体化しました。

また、函館ドックの救済について、やはり59年6月に、メインバンクである富士銀行の依頼を受け、来島ドックがその傘下に入れる案で再建案ができました。

(ロ) さらに、毎年問題が生じていた郵貯との関係においては、58年の夏に、郵便自動振替・預入問題がありました。これは、郵政省のみの省令改正によって、郵便貯金法と郵便振替法とをミックスし、自動的に両業務を行おうとしたものであります。これについては、58年の6月に、当方の反対にもかかわらず、郵政側が突然省令改正を強行してしまったため、銀行業界の反対運動も実りませんでした。これに対し、私から鴨貯金局長に対して強い遺憾の意を表明するとともに、後藤田官房長官、田中（六）政調会長、倉成幹事長代理等に対して、その問題の所在を指摘しておきました。

前々から述べていますように、我々としては、56年の郵貯懇報告、57年の臨調答申等において、郵便貯金業務の肥大化は好ましくないとの指摘があるにもかかわらず、ことあるごとに業務拡大を意図するのは問題であるとの基本的スタンスで対応したわけであります。そのような郵政側の強引な出方に対しては、政府・自民党においても、多数の郵政族議員の存在にもかかわらず批判の声もあって、59年度予算の折衝過程においては、郵政側が出していた郵貯資金の自主運用及び簡易保険の限度引上げについての要求はいずれも通らず、郵政側が断念することで決着しました。

9 金融政策の運営

(1) 対外経済政策

(イ) 58年4月に、経済対策閣僚会議において「今後の経済対策について」が決定された後、7月以降、対外経済対策を具体化する話が進みました。

銀行局関係の対策としては、輸入促進策が検討の対象になりました。内容としては、輸・開銀融資の拡大、B A市場の創設、日銀輸入金融制度の弾力化、保証協会保証枠の拡大等が論議されました。これらについては、輸・開銀融資の拡大以外はあまりメリットがありませんので、銀行局としては消極的でありました。

B A市場の創設については、通産省が強く主張し、竹下大臣も松下次官も強い関心を示しておられましたが、かなり問題点が多く、検討事項として取り上げるというのであれば結構であるとの態度で臨みました。この市場は企業の資金調達の場合がありますが、市場金利より相当低い金利でなければ意味がないので、余りメリット

はないのではないかと考えていました。また、日銀輸入金融制度については、過去の例からみても、「枯木も山の賑わい」程度のものであらうと考えていました。

なお、B A市場については、日米交渉の過程で実現することになった点については先に述べたとおりであります。問題点が多く今はあまり機能しておりません。

(ロ) この問題については、8月に入り、輸・開銀融資枠の拡大等とからみ、いわゆる「対外経済関係一括法」として、関係法案をひとまとめにして国会提出したらどうかという話が持ち上がりました。銀行局関係の法律としては、輸・開銀法改正以外に、信用金庫に国債の窓販を認めるための信金法の改正、準備預金制度の弾力化を図るための準備預金制度法の改正、金利規制の弾力化を図るための臨時金利調整法の改正、海外債権引当金を無税化するための税法の改正等が論議されましたが、議論が煮つまるまでには至りませんでした。

結局、この一括法については9月に入り、7本の法律改正をまとめて行うこととなりましたが、銀行局関係では輸銀法の改正のみが取りあげられました。この輸銀法の輸入金融の円滑化を図るためその貸付相手方に外国法人を加えること等が内容となっています。

なお、開銀法の改正については、対外経済政策の話とは別に、開銀側から盛りだくさんの要望が当方に出されていきました。具体的には、貸付限度倍率の引上げ、一般的出資機能の付与、技術開発関連の運転資金の融通、国内債の発行、余裕資金運用範囲の拡大等がありました。これらの要望事項は、一括法の中では取りあげられませんでした。その後の経過のなかで一部を除き実現することとなりました。

(ハ) 次に、対外経済対策としては、内需を拡大して輸入を促進するという考え方が根強くありました。その一環として、民間活力を活用するための具体策が、官房を中心にいろいろと検討されました。

銀行局関係のものとしては、公共部門における土地信託の活用が提案されました。この点については、信託銀行の業務として銀行行政上は何ら問題はありませんでしたので、前向きに対応しましたが、国有財産や公有財産の管理処分の問題として、理財局サイドの検討事項でありました。この問題は、当時結論が出されないままでありましたが、2年後に国有財産法等の改正が行われ、国・公有地の信託が可能と

なった経緯があります。

(2) 公定歩合の引下げ

(イ) 対外経済対策の一環として、当時内需拡大のための④の引下げがくすぶっていました。ただ、④の引下げは円安になり、逆に輸出を促進しかねない面がありましたので、当初は現実味を帯びたものとしては議論されていませんでした。しかし、秋口から円高が進んだため、④引下げによる内需拡大が取り上げられるようになり、10月3日になって、吉野官房長から私に対し、対外経済対策を20日頃打ち出す予定だがその前に④の引下げを何とかやりたいので、三重野理事長と打ち合わせてほしい旨の連絡がありました。

その要請をうけて、銀行局としては、④0.5パーセント、預貯金金利0.25パーセントそれぞれ引下げる案で日銀と話し合う方針を固め、三重野理事と折衝に入りました。この時の三重野理事の回答は、長期金利の引下げは実勢からみて当然だが、④については円の様子をもう少し見守りたいということでした。

引き続き10月5日関係者が大臣室に集まり、大臣から、日銀に対して④の引下げを要請するよう指示がありました。その際、銀行局長から三重野理事に話をし、前川総裁には中曽根総理から言ってもらうことになりました。そして後刻、総理からの要請を受けて、総裁は④の引下げを了承したとの情報が入りました。

10月7日には、理財、国金の両局は消極的でしたが、銀行局としては、やるなら早く、17日の週にでも、0.5パーセントの実施の考えをまとめました。

次いで11日に、吉田総務審議官に対し、銀行局としては預貯金金利の引下げについて郵政省との折衝に入りたい旨連絡しました。

(ロ) このような前哨戦みたいなことがあった後、17日に大蔵省で行われたことも銀行表彰式に出席した澄田副総裁と私が話をしましたところ、澄田副総裁からは、「今週の動きをみて来週にでもやりたい。早ければ、今週中ということもありうる。ただ、政府の経済対策とは関係なしにやりたい。ここでそういう前例を作りたい。」との発言がありました。

翌18日に三重野理事から電話が入り、「円レートは安定してきており、機を窺っている。後は総裁の決断だが、自分としては、先行きどうなるかわからないので、

今のうちに早くやった方がいいと思い、総裁の了解がとれたら、本日午後、任命委員だけを集めて根回しをする予定である。早ければ21日（金）、遅くとも来週25日（火）に、場合によっては24日（月）もありうるので、郵政折衝に入ってほしい。幅は、㊤0.5パーセント、預貯金金利0.25パーセントでいきたい。お願いとして、1か月でもいいから、生保、信託等の対外投資を全面ストップさせてほしい。」旨の連絡がありました。三重野理事からこの連絡をうけた後、次官及び大臣に報告し、根回し先及びその手順などについて打合わせを行いました。

郵政省との折衝は、19日、行天審議官と貯金局岩島次長との間で始まりましたが、平行線のまま終わりました。郵政側は、引下げそのものよりは、定額郵貯のキザミを改正する点に固執していました。

翌20日（木）、青木局長から私に電話があり、本日の理事会で、明21日（金）3時に臨時政策委員会を開き、そこで決定する旨連絡がありました。この点について次官及び大臣に連絡するとともに、それぞれ予め打ち合わせておいた手順に従い根回しに入りました。

このような経過を経て㊤0.5パーセントの引下げが決定され、翌22日から実施されることになったわけですが、21日決定の時の大臣の記者会見は、ちょうど当日午後、貨幣大試験出席のため大臣が下阪されましたので、大阪において行われました。

なお、郵政との話合いがつかないまま㊤の引下げが実施されたのは、過去の例からいって稀有のことでありました。

(ハ) 預貯金金利の引下げについての郵政との折衝は、郵貯懇報告、臨調答申、ニコニコ会の開催、金利自由化への機運等によって、従来と比べるとスムーズに行われるようになってきましたが、この時は予想以上に難航しました。

それは、当方が定額郵貯の刻みごとに一律0.25パーセントの引下げを主張したのに対し、郵政側は定額郵貯の刻みごとの金利を民間の期日指定定期預金の刻みごとの金利に限りなく近づけたいとの意向が強かったためであります。この点について、我々としては、一律引下げの例外を作ると事後に悪例を残すことになるので、絶対に下りられないということで対処しましたが、民間側にも対郵政折衝の困難さを知らせるため、当時有力都銀の一般委員であった三井（会長行）の木村専務、三菱の若井専務、住友の青木専務及び富士の村田常務の4氏にしばしば集ってもらい、

協議したことを覚えています。

この折衝は審議官クラスではラチがあかなくなり、10月25日には、私が沢田貯金局長に電話を入れて早期決着を要請しました。そして10月31日には、私が貯金局長室を訪ねて話し合いをしましたが、平行線を辿って決着しませんでした。

11月2日、局面打開を図るため、再度私が貯金局長室を訪ね、大蔵案を呑むならば、実施は延ばしてやむをえないという提案をしましたが、その場では話し合いはつかないまま終わりました。しかし、私が大蔵省に帰省後、沢田貯金局長から電話が入り、実施をボーナス期を避けて1月27日からということであるならば、預貯金金利の引下げの内容は大蔵案で結構である旨の連絡がありました。この連絡を次官及び大臣に報告し、郵政申し入れでやむをえないので直ちに金利調整審議会の開催手続きに入ることを決めました。

このような経過で郵政との折衝は決着し各界の根回しに入りましたが、大方の了承は得られたものの、今ひとつの難題は森本農林中金理事長の反対でありました。そのため、11月4日に私が森本理事長を訪ね、大蔵・郵政了解案の了承を要請したのに対し、同理事長の言い分は、④が下がり、短期プライムレートも下がるのに、預貯金金利が下がらないのは、金融政策としてスジが通らないこと、特に系統金融は収益上の問題があるので、預貯金金利の引下げは遅くとも12月に実施すべきであることなどでありました。

そのような意向もあったため、郵政省に対して、ボーナス期は避けるが12月26日実施でどうかという提案をしましたが、郵政は1月17日実施を主張して譲りませんでした。そこで、当方としては、1月実施はやむをえないが、年明け直後の1月4日実施を再提案して折衝した結果、郵政側もこれで了承しました。

(二) 以上のような経過を経て、11月8日に金利調整審議会、11月9日に郵政審議会がそれぞれ開催され、預貯金金利の0.25パーセント引下げが59年1月4日から実施されることになったわけであります。

金利調整審議会においては、預金金利の引下げが答申されましたが、森本理事長は反対意見を陳情しました。この点については、会終了後、金調審の会長である澄田日銀副総裁に対して森本理事長から電話が入り、自分が言うのが最も適切と思い発言したので了承してほしい旨の連絡があったとのことでした。

なお、短期プライムレートは11月11日から、預託金利は59年2月1日から引き下げられることになりました。大臣室においては、自由化の過程で、かつてのように④の引下げに追随して他の金利が動くようなことが少なくなり、④政策の意義が次第に薄れてくるのではないかというようなことを話し合いました。